

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 2 ) ( 17. 4 定 )			
日 時	平成 17 年 12 月 14 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	齊藤(陽)委員長、佐々木(茂)副委員長、森井・山田・小前・井川・吹田・大畠・佐々木(勝)・新谷・北野・高橋 各委員		
説明員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・財政・経済・市民・福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、総務部参事、小樽病院事務局長、保健所長、消防長、ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました斉藤陽一良です。もとより微力ではありますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には佐々木茂委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、井川委員、新谷委員を御指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことを御報告いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

-----  
新谷委員

室内水泳プールについて

室内水泳プールにかかわってお伺いします。

資料を出していただきました。駅前第 3 ビルの経過について、株式会社エストラストから再開発に取り組みたいと申出があったということなのですが、このエストラストという会社がどういう会社なのかよくわかりませんので、説明をお願いします。

(建設)まちづくり推進課長

エストラストとはどういう会社なのかという御質問でございますが、私どもで今お聞きしてございますのは、この事業に協力を求めている大和ハウス工業と札幌市内の再開発事業で、このエストラストとおつき合いがあったということで、そういう関係から不動産関係の業務を中心にやっているところだろうというふうに考えているところでございます。

新谷委員

不動産関係の仕事をしているところだろうと。そのほかにありませんか。

(建設)まちづくり推進課長

一応、会社の中では、情報処理サービス業だとか、あるいは不動産の売買、委託販売あるいはホテルの経営あるいは遊技場の経営だというような形で、いろいろな職種ができるようには会社の設立目的はなっているように聞いてございます。

新谷委員

この会社が再開発に協力したいと申出がありまして、その後、連絡をとり合ったと思うのですが、どのようにして連絡をとり合ったのですか。手段。

(建設)まちづくり推進課長

エストラストという会社は、旧国際ホテルの権利を取得した会社でありまして、準備会が設立されて準備会の一員としてこの準備会に参加している企業でございますので、市としてエストラストの方と連絡をとり合って具体的な協議をする形はとっておりません。

新谷委員

では、これ再開発に協力したいと申出があって、それっきりだということですか。

(建設)まちづくり推進課長

資料にも載せさせていただきましたが、再開発準備会ができる前に、議会でも報告をさせていただいておりますけれども、検討会というところで再開発についていろいろ議論をしてきた経緯がございます、その検討会の中で、このエストラストという企業が再開発に協力したいという申出をしてきたという流れでございます、その後、あくまでも準備会に検討会が発展していくわけでございますけれども、その検討会なり、資料にあります幹事会なり、準備会なりという中身の中で、再開発についての議論を進めておりますので、私どもとしては直接このエストラストと協議をしてきているという経緯はございません。

新谷委員

先ほどいろいろな事業をしているということで、どんな会社かなと思って、知りたいなと思ってインターネットを引っ張りました。その前に、電話番号を調べましたら載っていないのですけれども、電話登録されていないのですけれども、そういう会社なのですか。電話番号を知っていますか。

(建設)まちづくり推進課長

インターネットで出ているかどうか、私どももエストラストというのはいっぱい出てきていて、ここに特定できたかどうかというのはなかなか難しかった部分はあるのですけれども、たまたま7月25日に行われた準備会の設立総会のときに、このエストラストの社長がお見えになっておりましたので、私としてはごあいさつをさせていただきましたので、名刺の交換をしていますので、電話番号、ちょっと名刺の中身を詳しく覚えていないのですけれども、そこには出ていたように記憶してございます。

新谷委員

けれども、NTTの電話案内には出ていませんね。

それで、インターネットを調べました。そうしたら、いろいろな札幌すすきの情報サイトとか、風俗店から飲食店まで掲載していますということで、大変ショッキングな絵が出てきたのです。ちょっと言うのが。

北野委員

私がかわって言ってやる。

理事者に聞いても、小山グランドパレスよりはよりましな会社だと言うから、どんな会社かなと思って調べたのです。そうしたら、クリックしてくれというからクリックしたら、広告だとか何かの中で、職種を問わず、ソープランド、ファッションヘルス、ピンクキャバレー、メンズエステ、キャバクラ、こういうところも紹介しているのです。こういう会社だということは承知していましたが、そして、何と書いてあるかということ、表題はエッチなあなたのハレンチグループというのだよ。そういう会社だということは承知していますか。

(建設)まちづくり推進課長

私たちが今までエストラストの名前が出てきてからいろいろ調べている中では、そういうふうな情報は、済みません、持っていません。

北野委員

インターネットでこれは出てくるのだよ。あなた、さっき営業の主な項目しか言っていないけれども、15の項目を法務局の履歴事項全部証明書という中に、会社が営業していることを全部書いてあります。会社設立の目的、1から15まで。その一番最初がインターネットを利用した広告及び宣伝業なのです。こういう風俗産業の宣伝までやっている会社なのです。調べればわかるでしょう。だから、あなた方だって知っているから、私たちに小山グランドパレスよりはましな会社でないかということの説明したのではないのですか。

建設部長

今のお話についての、このエストラストの関係は、大和ハウス工業がこの再開発事業に参加したいというのは昨年から話が出てきたというのは、議会で説明をしてきました。大和ハウス工業がいきなり土地・建物を買えないので、エストラストに買ってもらう、そういう形の中で事業参加というお話ですので、当然大和ハウス工業のお話を含めてのお話ですので、エストラストの詳細の部分については

(「そんなこと聞いていないというのさ。聞いていることに答えてください」と呼ぶ者あり)

ですから、信頼という点では、大和ハウス工業が工事に参加するという前提での取得であるということは事実でございます。

北野委員

だから、会社については、今話したようなことを知らなかったのか。手広くやっているけれども、その中の一番最初に目的の一番に掲げているのだよ。そういう会社だということは知っていたかどうかということを知っているのです。

(建設)まちづくり推進室長

今、お話になりましたようなそういう会社かということについては、その事項一つとらまえてどうこうという判断ではなくて、あくまでも今のお話がいろいろとありましたように、不動産業という一つの業種もあるという前提の中で、ごあいさつしてお話しさせてもらったという経緯でございます。

北野委員

時間の無駄だわ。私も言っています。時間ないから法務局の証明書は全部読み上げないけれども、15あるのです。だから、そのインターネット利用の広告及び宣伝業だけだというふうには、私は言っていないよ。15項目掲げられているから、不動産業も入っています。けれども、こういうこともやっている会社だということを知っていたかと聞いているのに、答えないのでしょ、あなた方。知っていたのでしょ。だから、グランドパレスより、よりましたと言っていたのでないのか。

(建設)まちづくり推進室長

知っていたか知らなかったかということにつきましては、そういうことを知っていたというふうなことではございません。あくまでも不動産業という仲介をしている企業だというふうな認識でございます。

新谷委員

売れば何でもどんな会社でもいいというのは、ちょっとおかしいと思います。

それで、次に行きますけれども、資料をいただきました。設立準備会の資料なのですが、設立総会で施設計画・事業計画方針の検討をしたということですが、どんな内容で検討されたのですか。

(建設)まちづくり推進課長

この設立総会でございますけれども、この総会の主な目的といいますか、それにつきましては権利者の皆さんが集まって、これから再開発に向けて一緒にやっていこうということを権利者の方全員の中で決議していこう。そして、準備会を立ち上げて、実質作業にかかっていこうということを権利者の皆さんの総意でやろうという、そういう確認をするということでございます。そんな中で、この設立総会はまず準備会を立ち上げるというのが大きな目的でございます。

新谷委員

昨日の一般質問なのですが、7月25日、市としてはプールを再開発事業に組み入れてもらうように要望したと聞きました。まちづくり支援団体に対してプール存続について要請を行ったと言ったのですが、こういうことを話し合ったということですか。

(建設)まちづくり推進課長

このNPO法人トムネットとは、そういったプールの存続というか、プールの可能性といいますか、そういうところも議論をしまして、あるいはほかの用途、例えばホテルのバンケットができないかとか、あるいは平面駐車場ができないかとか、そういった総合的な議論をして検討してきた中で、プールについても何とか入れられないのかという、そういった要請といいますか、話し合いをさせていただいたところであります。

新谷委員

それから、昨日の市長答弁では、プールの図面、それがないと確認したのが9月末だったということですね。7月25日から9月末まで庁内検討会議というのが開かれていなかったのですよね。それで、そのトムネットの方からプールの絵のないこんな図面が出たというのは、どうも解せないのです。なぜかという、昨日も言いましたけれども、やはり図面をつくる以上は準備会の意向なりで動いているはずなのです。それで、そのときプールを残してほしいと言ったのに、何でなくなったのですか。だれかプールは必要ないと言った人がいるのですか、そこで。

(「風俗やっている会社だからだ。健全なプールなんていうのは目の敵なのだ」と呼ぶ者あり)

(建設)まちづくり推進課長

今、お話がありました部分で、私どもとしてはプールも含めて、総合的な計画というものをどういうふうに進めていくのかという、そういった話し合いをこのNPO法人とやってきた部分であります。その中で、具体的に事業が成立するといいますか、そういったためにはどういった計画があるのかという、そういう具体的な話の中で、プールを取り込むことによって当然地下にプールを入れることとなりますので、そうしますと建設コスト、大幅に大きくなるということ、また、プール自体、柱のない大きな空間が必要になってくるということで、その上にホテルなり、マンションなりの高層の建物が乗ると、技術的には不可能ではないとは思いますが、非常に安全性の問題等々出てくるという部分もありまして、そうするとプールを外したところにマンションなりホテルを維持させなければならないとすれば、それなりにマンションなりホテルの規模が縮小されると。そうなってくると、今、事業に協力を申し出ておりますホテルなり、マンションなりのディベロッパーの方が事業採算性の問題からなかなかこの計画ののってこれなくなるのではないかという、そういったことが懸念されるということで、プールの導入が難しいという、そういう方向になったというふうに考えております。

建設部長

若干補足しますが、今、課長の方から地下という前提の話をしましたけれども、当然地下でも検討しましたが、最上階ということも検討してございます。それで、検討の範囲を一断面で検討したのではなくて、多面から検討したということでございますので、御理解願います。

新谷委員

だから、その検討をどこで行ったのですか。ここに第3ビルの経過の中に関係部長会議というのが6月10日から7月14日までは書いていませんが、この間頻繁に関わっておりますよね。何回ぐらい開かれていたのですか。

(建設)まちづくり推進課長

開いてございません。

新谷委員

開いていない。

では、今、部長がお答えになった検討したと。その検討はどこで検討したのですか。準備会のときに、そんな検討して、すぐそんな結果が出るわけないでしょう。

(建設)まちづくり推進課長

済みません。6月10日から7月14日の間ということであれば、6月28日に開いております。私どもはこの準備会、6月10日から7月14日の間で準備会を設立するというので、この幹事会に出席して準備会の設立について一緒に

協議をしてきたという経緯がありまして、そんな動きを私どもも 6 月 28 日、7 月 22 日の関係部長会議で動きを報告して、その中でプールについては必要な施設だという、そういった一定の方向はこの時点では示されております。

建設部長

今の御質問、要は準備会の方とどういう形で協議したかということで答弁をしてございますので、そういう意味では設立総会のトムネットの方との協議の中でさっき言ったような協議をしたということでございます。

新谷委員

それでは、小山グランドパレス売却決定から関係部長会議というのは、どのくらい開かれているのですか。

(建設)まちづくり推進課長

小山グランドパレスホテルが売却許可決定を受けたのが、16 年 8 月 11 日ですから、その後、関係部長会議という意味では 9 回開催してございます。

新谷委員

ここには市長も入っていますね。入っていませんか。

(建設)まちづくり推進課長

市長は出席しているときとしていないときとございます。

新谷委員

今までのことを聞きましたら、設立総会のときには事業計画案としてはそんなに深い話合いがなかったように言っていました。ということは、この再開発に対してどういう計画でいくのかということで、関係部長会議なりでプールは要らないという方向を示していたと。そうしか今の答えから考えられません。最初から今の市営プールは財政負担にもなると、そういうことでプールはなくてもよしと、そういう方向でいっていたのではないですか。

建設部長

駅前の再開発というのは、かなり早い段階から議論をされてございます。若干、長くなるかと思えますけれども、旧国際ホテルがああいう状況になって、では、どうするのかと。そういう点ではリニューアルということでの検討、さらには市内でどうすべきかという議論をし、さらには検討会という市も入った 4 者の会議を開き、かつ準備会の幹事会、準備会という流れがずっとあります。そういう中で、当然あるべき姿というのを場面場面では当然あります。ただ、言えるのは、再開発事業というのはディベロッパー、要は床を持つ人が確定しない間は絵にかいたもちなのです。その中で、いろいろなケースで検討をしてございますので、その中でまさにエストラストが購入の方向として求めていくということを 6 月にお示しをいただいた以降、具体的な検討をしているということでございますので、御理解願います。

新谷委員

そう言うと、あたかもまだ余韻が残っているようなお答えですけれども、昨日の市長答弁からして、そうではないですね。それで、プールを計画の中に押し込んでくれと言ったら、ディベロッパーは採算性の面で引き揚げるということでした。採算性の面ということは、結局市がお金を出すかどうか、それだと思うのです。市がプール建設費を出すから計画の中に入れてくださいと言ったのですか。

建設部長

これ長くなるかもしれませんが、再開発事業が成立する要件というのは何なのかということからまず話をしますと、当然土地代、建物の解体費、移転補償費、建設費又は建設準備費という費用がかかります。一義的に考えなければいけないのは、まさに再開発しますと土地代が幾らなのか、移転補償費は幾らなのか、解体費は幾らなのかなのです。そうすると、そのかかった費用というのはすべて新しい建物の床の単価に掛けなければペイはしません。

(「そんなことはわかっているというのさ」と呼ぶ者あり)

ですから、そういった中で、当然一定規模の床を持った再開発事業でなければ事業が成立しないということになりますので、当然入る用途についても、物理的なことだとか、敷地の面積によって内容が変わることについて検証しているということでございます。

(「答弁になっていないよ、そんなの。新谷委員の聞いたことにちゃんと答えなさい。ちょっと待て。だめだ、ちゃんと答えさせなさい。委員長、答えさせてください、聞いていることに」と呼ぶ者あり)

(「計画に入れて要請したのか、言ったのか」と呼ぶ者あり)

(「そんなことわかっている。だから、お金を出したくないからプールをあきらめたのではないかと聞いているのだから」と呼ぶ者あり)

そういった意味では、私どもがその資金的な面よりも、そういった事業の採算性だとかそういったものを含めて考えた中で、プールの導入について要請をしたということでございます。

新谷委員

だから、採算性、採算性と言うけれども、市が建設したら、それでいいのではないですか。

それと、昨日も言いましたけれども、年間 5 万人の利用があるでしょう。それプラスもっと多いということ。市街地再開発、中心市街地が潤う、この一番大きな客ではないですか。その人方が来て、周りで買物をすると。それから、そのマンションの住民にとっても、例えば地下にプールができたら、これはもう大変喜ぶことではないですか。要するに、小樽市が今財政難だということで、これで市民の皆さん、利用者の皆さんの夢も希望も奪う、そういうプールを建設しないと、そういうことで結論を出したということではないのですか。

(建設)まちづくり推進課長

プールの利用状況等々については、私どもも聞いてございますけれども、私どもはこのサンピルの再開発というこの事業をまず成功させるということを最優先に取り組んできた経緯がございます。その中で、今、部長から話がありましたように、採算性等からどうしてもプールの導入という、この計画の中に入れるということは、事業そのものが成立しないという可能性にもつながっていくということがございますので。

(「だから、そこが違うのだというの」と呼ぶ者あり)

私どもとしてはプールを入れない形でのこの計画というのが、今示された中で、今後進めていくことになるというふうに思っております。

北野委員

今の話はおかしいですよ。私も議員になったころ、小樽駅前再開発事業、これは事業主体は市でしたけれども、かかわった経緯がありますから、建設部長が答弁されたさまざまな費用が、新しい建物の床面積に全部乗せられていくというのはわかっています。でも、事業の採算が合わないとかなんとかというけれども、小樽市がプールのお金を出しますということになれば、それで済む話でしょう。そういうことで採算うんぬんというのは通らないのではないのかということを言っているのです。それが一つ。

それからもう一つ、市長に聞きますけれども、本会議で新谷議員の質問に対して、これがなくなったらディベロッパーが引き揚げたら、またいつそういうチャンスが来るかわからんというふうに答弁されておりました。そういう市長の心配はあるのですけれども、先ほど法務局の証明書で紹介したように、手広くやっている会社であるということはわかったと。大変社会的に批判を浴びるような広告・宣伝業もやっているのです。そういう会社にディベロッパーとして参加をさせ、権利者の一員としてやっていただくということについて、市長はどういう考えを持っているか。この二つについて教えてください。

建設部長

採算性という点では、先ほど話したように、かかる経費を新しい床に置き替えて売却しなければならないという

点の採算性になるだろうし、当然事業の方が成立しないという点では、高い床ですと、当然その部分で営業してもコスト高であるわけですから、ディベロッパーは高い床だったら参加しないということだと思っています。

一方、エストラストの部分でございますけれども、先ほど話しましたように、大和ハウス工業が実質札幌の北口であれだけの大きな事業をやるときに、一緒に共同企業としてやっているわけです。そういう中で、大和ハウス工業の方から土地の今回の分の取得についてはエストラストでやるけれども、実際には床の関係については、エストラストではなくて大和ハウス工業の方で購入するというこの過程がありますので、ですからエストラストの営業の一つずつに、私どもとしては、判断とか、その辺は求めていないということだと思っています。

市長

エストラストという会社の方にも会ったことはありませんし、それから今初めて先ほど御指摘のあったようなことも聞きました。私は不動産業だという話ですから、そこが取得をしたということですから、それとの絡みでトムネットなり、大和ハウスがかかわってきて再開発をすると、こういうことですから、それについてはぜひ進めてほしいなと思っていますし、プールの問題は先ほどから話がありますけれども、私も何とかプールを取り込んだ計画にするように要請しろというふうに強く担当部長に言った記憶もありますし、たぶんそういう方向で検討してきたと思うのですが、確かにプールを取り込むのは、今の敷地面積なり、建物のホテルなり、住宅といいますが、こんなものをやっていく中で非常に難しいなというのは図面を見せてもらって、なるほどわかるなという感じはしています。ですから、これはプールが要らないということではなくて、我々も欲しいわけですが、どうしても物理的に難しいという状況ですから、これはやむを得ないのかなという判断をしているわけです。

新谷委員

大体事業費が幾らぐらいかということはまだ聞いていませんけれども、今の建設技術からしたら、それは可能性があるわけです。地下に何とかできないのか、その辺も再度検討してもらいたいと思いますが、とにかく市民の方々、利用者の方々はこの再開発事業に対して何も文句を言っているわけではないのです。ただ、プールを残してほしい。そして、昭和51年、今のプールができたとき、一般質問でも言いましたけれども、市が強く要望して建設申請理由を、小樽市史で見ましたら、大変立派なことを書いていますよ。そういうことで臨んでつくったわけでしょう。

そして、私この前小樽市でやっている水中体操を見せてもらいました。つえをついている方、それから障害のある方、心臓のペースメーカーを入れている人も歩くことだったらいいということで、大変楽しそうに、半分は70歳以上だということですが、もう若々しくて、本当にこれは病気予防、確かに小樽市が熱望した建設申請のその理由にぴったり、そういうことがよくわかりました。プールの中から「残してね」と声をかけられたのです。そういうことで、大変このプールの効用も当然おわかりだと思いますし、これだけの方が利用して、また、市街地の経済効果もあるということで、ぜひ検討していただきたいのです。これを要望いたします。

最後に答えを聞いて私は終わります。

(建設)まちづくり推進室長

御要望につきましては、十分理解しているところでございます。ただ、昭和51年までに施工した市施行の駅前再開発とは違いまして、今回はあくまでも民間主体による第3ビルの再開発事業ということで、あくまでも事業協力者だとか、それから現在おられます商業者、そういった方の床の取得の考え方だとか、どこに自分たちを持っていけばいいのかとか、そういったことが、今、具体的に進められている状況でございます。そういった状況の中で、残念ながら図の中にプールが示されなかったということでございます。そういった中で、気持ち的には我々といったしましても最後までというふうな考えはございますけれども、現状ではやはりこれ以上プールを存続という状況にはないということで、御理解いただきたいと考えてございます。



北野委員

プール存続の要望について

今、室長はそういうお話ですけれども、新谷委員の方から、一般質問、そして今日の前段の質問でる説明があったように、存続については強く要望されているわけですし、それから今回の陳情にも出されているし、今、紹介したように甚だ残念な仕事をやる、そういうこともやっている会社だということになれば、健全なプールは邪魔でないかと私は思うのですよ。だから、そういうこともこれから市民の間でいろいろ議論になると思いますから、考えてプールの存続について全力を尽くしていただきたいと強く要望して、次の質問に移ります。

第二病院の火災について

最初に、12月11日午前起こった市立第二病院の火災について伺いますが、消防本部に尋ねますが、原因は何ですか。

(消防) 警防課長

出火原因であります。ボイラーダクト上のコンパネが炭化していること、また、シートが燃えていること、また、その部分の焼けが激しいことから、その場所を中心に他の要素を含め総合的に判断しながら、現在、その原因の特定に努めているところでございます。

北野委員

原因の特定がなかなか発表にならないのはちょっと疑問がありますが、建設部に尋ねますが、どの会社がどういう作業方法でアスベストの除去工事を行っていたか。火災当日は除去の工事は行われていなかったということですから、素人でもわかるように説明してください。

(建設) 建築住宅課長

今回の市立小樽第二病院のアスベスト対策工事についてですけれども、元請業者は株式会社板垣組でございました。下請としてアスベスト除去の実際の工事を行っていたのが株式会社ケミカル技研、その下請としてアスベスト除去作業業者としてエー・ケイ技工が実際にそのアスベストの処理の作業を行っております。アスベストの処理につきましては、外部への飛散防止措置ということで、建物内から外部への飛散防止処理を行いながら、ボイラー室の内部のアスベスト除去工事を行っておりまして、アスベストの除去につきましては、ボイラー室に関しては、12月8日から除去を始めておりまして、火災当日12月11日はアスベスト除去の作業は一時中断していた状況でございました。

北野委員

聞いていることに答えていないですよ。消防に伺いますけれども、消火に当たったわけですから、コンパネが炭化していたのはどの部分ですか。火災の原因と見られるコンパネが炭化していたのは、どの部分ですか。

(消防) 警防課長

ボイラーダクトの上のコンパネでございます。

北野委員

だめだな、もうちょっと、控室で私はちゃんと質問も教えたでしょう。どうして正直に言わないのさ。熱いシートをそのままかぶせたらダクトの熱でシートが溶けてしまうから、ダクトの上に直接コンパネを乗せてシートをやってアスベストの除去をやっていたのでしょう。だから、熱でもってコンパネが炭化したのです。炭のような状況です。だから、ちょっと火がつくと、炭に火をつけるのと同じように炭化していると火がつくのですよ。それが原因だというふうに私は思うのです。まだ特定はされていないというふうに言いますから、あなた方の科学的な調査を待ちますが、建設部はそういうことが原因だということは承知していましたよね。

建設部鈴木次長

今回の第二病院の火災でございますけれども、今回、アスベスト除去をやっている最中ということで、我々とし

ても原因をいろいろ考えているところですが、最終的には消防の判断を待つという状況になっています。ただ、今回火災が発生したという部分なのですが、先ほどもアスベストを除去する上でビニールシートで養生をするというのは、当然除去については他の場所に飛散してはならないということで、その養生が義務づけられているわけですが、今回、第二病院のボイラー室ということで、ボイラーを一時的にとめることができないということで、その中でボイラーの上部、ここで言うと天井から約1メートルぐらいのところシートをし、それから飛散をしないということになるのです。それでその中で配管が物すごい数でふくそうしているといった中で、配管を1本1本また養生すると。その中で、ボイラーからの煙突のダクトが天井から1メートルぐらい下がったところに横に流れていると。その部分のダクトの上にコンパネを敷いたのですけれども、業者としてはその部分がある程度の熱があるということで、直接ビニールだと問題があるということで敷いたのではなからうかと。それからもう一つは、非常に作業するスペースが狭いということがありまして、足場の設置をきちんとやっていますが、どうしても足場の設置のできない部分もあって、そのダクトに何らかの形で足をかけることもあるだろうという想定の下に、そのダクト自体がある程度多少の熱でだぼだぼしている部分もあったので、もし足をかける場合に引っかかって転んだりすることであってもいけないということで、一定の平らさを保つということで、今回コンパネを置いてその上にビニールを敷いて作業を行ったという状況です。

北野委員

だから、私がこの問題を取り上げるのは、病院ですから入院患者もおられるし、自力で避難することができない患者もおられるわけですよ。第二病院に伺いますけれども、火災の後、避難だとかあるいは入院患者、その他に翌日の外来も含めてどういう影響がありましたか。

(二病)事務局長

このたびの第二病院の火災につきましては、大変皆様に御心配をおかけしました。改めて出火したことについておわび申し上げます。

避難状況でございますけれども、当日入院患者が234名おりました。このうち8名が外泊しておりましたので、226名が院外又はあるいは院内の待機場所、それぞれに避難して、1時間以内で鎮火いたしましたので、一人もけがなく病棟内の方に戻ったということでございます。

それから、入院患者の給食の関係なのですが、鎮火後、昼食当時12時に配ぜんの予定のところを45分ほど遅れて提供できたと。夕食につきましても、5時ころ配ぜんするのですが、これも30分程度遅れてできたということでございます。遅れた原因はガスの点検、それから水道水の検査、そういったものの確認によって遅れたということでございます。翌12日の朝食以降は通常どおりの配ぜんが可能となっております。

そのほか、翌日の外来の対応なのですが、透析以外は通常どおりの診療体制ができた。透析の患者につきましては、仮設電源、発電機で一時電気工事の補修をいたしますので、1回とめることとなりますので、その間、発電機での透析は危険だということがありますので、時間調整をさせてもらいまして、1日に2回やるのですが、1回目の患者は9時15分ごろやるところを8時半に早めてもらう。それから、2回目の患者は3時ころやるところを16時にちょっとずらしてお願いしている経過がございます。いずれにしても、患者に事情は前日に説明しまして、御了解していただいた対応でございます。

それから、ボイラー関係が電気の配線の元が溶解したということがありまして、このためにボイラーが稼働することができなりましたので、暖房をとるためにリース会社からポータブルのストーブを借用し、またあるいは本庁の方から30台ほど急ぎょ借りまして、それで日曜日の夜は暖をとったというような状況でございます。

北野委員

結局、樽病も今ボイラー室アスベストの除去工事をやっているのですが、こういう病院だとか学校は、何かいったんこういう事態が生まれれば、大変な影響があるから、とりわけ建設部は発注者として目を行き届かせて、こう

いう事故のないようにしなければならぬ。次長からるる説明があったように、大変困難な場所での除去作業だということは、一般的にはわかります。だからといって、火災を引き起こすようなやり方で工事をやっていいなんてことには絶対ならないのです。業者がそういう危険な火災になるかもわからないという、そういうところにコンパネを置いて工事をやっていたのは、建設部は承知していたのですか。

建設部鈴木次長

今回の養生方法については、当然除去する前には、市の我々担当の方で養生状況がどういう状況なのかということとは現地に行ってきた調査をしております。ただ、今申しましたように、スペースが非常に狭いということがあって、コンパネを敷いた部分についての確認はできておりませんでした。

北野委員

その辺が大事なのですが、市はダクトの上にコンパネを置いていいというふうに言ったのか。

建設部鈴木次長

今回の工事で、現場の方と市の関係の中で、基本的には図面と業者の方からは施工計画書等の提出がありますけれども、細部については当然市と協議ということになっておりますが、その部分についてコンパネを敷くという状況での打合せというのはされていなかったということです。

北野委員

そうしたら、業者の責任でコンパネをそういう危ないところに置いて作業をしていたと。監督の建設部には責任がないということなのですか。

建設部鈴木次長

市に責任がないということではなくて、そういう状況は確認をできなかったと。ただ、除去業者につきましても、当然そういったボイラーの方との事前の打合せはしていたというふうには思っております。

北野委員

打合せは当然するでしょう。その中身が問題だから聞いているのです。

ところで、工事が始まってから建設部はどのような作業方法でやっているか、注文どおりやっているかどうか、見に行きましたか。

(建設) 建築住宅課長

何回か養生状況、それから除去が終わった部分もありましたので、除去が終わった部分については、その除去の完了状況等を現場確認しております。

北野委員

そして、発見できなかったのか。

(建設) 建築住宅課長

先ほど次長も説明しましたように、ボイラーの上部が足場から上が 1 メートルほどしかない。その中に縦横に配管がありまして、上には。

(「それはわかったからさ」と呼ぶ者あり)

上には上がったのですけれども、移動できる範囲が非常に限られておりまして。

(「なら、あなた知っていたのでしょうか」と呼ぶ者あり)

今、消防の話がありましたボイラーの上部、ダクト部分には当時は近づけなくて確認できなかった状況です。

北野委員

狭いところで工事をやっているけれども、ダクトの上にコンパネを置いてやっていたのは、見てこなかったのですね。業者との協議の中でも、熱のある高温のダクトの上にコンパネを置いているという説明は、業者からなかったというふうにあなた方はあくまでも言うわけですね。そういうふうには理解していいですか。

建設部鈴木次長

何回も答弁させていただいているのですけれども、スペース的にかなり狭いということがあって、我々としては何回か現場の中に入って見ていたのですけれども、その部分を確認することはできなかったと。そういう面では我々としては、その除去前に養生が完全な状態なのかという確認の上では、ちょっと手落ちがあったのかなというふうには考えております。

北野委員

この問題の最後ですが、小樽病院のボイラー室もアスベスト工事をやっている。それから、銭函のし尿処理場、それから公設市場もボイラー室、第二病院はもちろんです。こういうところがあるわけですから、いったん何か今回のような事故でもあれば、大変影響が大きいわけです。今回は人命に、日曜日でありましたから、院長にも私は当日の夕方お会いしました。そうしたら、手術がなかったのが幸이었다と。手術中だったら、これ電気はとまり、暖房もとまり、大変だったと、背筋が寒い思いをしたと言っていましたよ。これ建設部長も同席して聞いていたでしょう。だから、そういう人の命にかかわることになるわけですから、今のことの教訓から、いろいろアスベストの工事もそうですが、発注しているところできちんと予想外の不幸な事態が起きないように、再度点検強化に努めていただきたいということは強く要望しておきます。

次に入ります。

赤岩 2 丁目の森林開発について

最後の問題ですが、何回かこの場でも指摘したのですが、赤岩の森林開発に関してどうも解せないの伺いますが、いわゆる赤岩 2 丁目の森林開発の区域、伐採面積、林地開発の面積は、1ヘクタール以上ですよ。

（経済）農政課長

赤岩 2 丁目の山林でございますけれども、市の方に出ているのは伐採及び伐採後の承認届出書というものが出ておまして、そこに書かれている面積は1.92ヘクタールでございます。

北野委員

そうしたら、2ヘクタール近い開発でしょう。

こういう場合は、北海道に林地開発の許可を受けて行う伐採とか開発ではないですか。だから、伐採は後で知事に市長が勝手に判こついたのは間違いだということになって、後追いでやりました。しかし、その後の開発は、1ヘクタール以上が対象なのに、なぜこの許可がなく勝手なことをやっているのですか。

（経済）農政課長

先ほど答えましたとおり、市の方に出ている届出は、伐採及び伐採後の届出書ということでございまして、委員がおっしゃる林地開発の許可の行為ではございません。

北野委員

この前も聞いたのだけれども、1ヘクタール以上はこれ道の許可なのです。伐採の目的、跡地の利用は何と届けてあるのか。市の方にそういう伐採の届出が出るとのこと自体、私はおかしいと思うのです。後志支庁の方へ出すべきではないですか。そういう指導はしなかったのですか。

（経済）農政課長

委員がおっしゃいます林地開発につきましては、土石の採取であるとか、それから林地以外の転用など、土地の形質を変える行為、これをする場合、1ヘクタールを超える場合に林地開発許可ということで、そういう手続が必要になります。現在、赤岩 2 丁目でなされている作業につきましては、立木の伐採、その伐採した後は、また山林に戻すということでございますので、林地開発許可には当たらないということでございます。

北野委員

おかしいではないですか。そうしたら、目的どおり林地開発に当たらないから、林が自然に生えてくるように、

人工的に木を植えるということでもないと言っているのだから、天然下種更新なのだから、自然の力で出てくると。3年や4年かかるのです。そこで今何が行われていますか。それが伐採の目的に沿った行為が行われているかどうかということを知っているのです。

( 経済 ) 農政課長

市の方に出されております届出書につきましては、伐採後天然下種更新を行うと。伐採後のその造林の方法ですけれども、植樹であるとか、下種であるとかそのような方法もあるのですけれども、当該地につきましては、天然下種更新、自然に種から森に戻っていく、そういう方法をとりますという届出が出ております。その届出期間につきましても、平成16年から18年の3か年において天然下種更新を行うということでございますので、その経緯を今見ているところでございます。

北野委員

木を切って黙って見ているのなら、あなたの言うこともそうだと思うのです。このいわゆる伐採の届出のときに、炭焼き小屋をつくりますと言ったら許可になりましたか。伐採目的だよ。

( 経済 ) 農政課長

その伐採後に炭焼き小屋をつくる。そのために伐採をするのだということであれば、今行っているものとはちょっと違うと思いますけれども、私も現地を見まして、道路がついておりまして、それから駐車スペースもございませぬ。それにつきましては、1ヘクタール以下の土地の形質の変更ということで、それは認められておりますので、そういう中でやられているものと理解してございます。

北野委員

結局聞いていると、あなた方、都合よく解釈しているのだ。伐採の目的に炭焼き小屋をつくると思ったら許可にならないと。ところが、今炭焼き小屋はちゃんとできているのです。炭も入れて煙も出て、煙とにおいて近所の人、えらい迷惑しているのです。何で目的ではだめなのに、その後、天然下種更新で様子を見ようというときに、堂々と炭焼き小屋まで営業を始めるのか。おかしいでしょう。それをあなた方は、道路だとか駐車場を除いて1ヘクタール以下だから、何をやっても構わないというのが、あなたの今の答弁だよ。そうおっしゃるのだったら、道路と駐車場を除いたところで1ヘクタール以下だという証拠をここで出してください。地番何番の何号のところこうなっていますというふうにやってください。

このことを言うのは、あなた方が農政課の名前で住民に平成15年10月16日に配った紙があるのです。こういう伐採をやりますと。伐採の面積はあのときは1.51ヘクタールと言っていました。伐採の目的は山林だと。そして天然下種更新だと。こうやって言っているのです。それと違う事態が生まれているから、住民から市役所の説明と違うということで、何回も苦情がいつているのです。だから、あなた方は1ヘクタール以下だから何をやってもいいと言うから、どうして1ヘクタール以下になるのか、その図面を出してください。地番何号のところを関連してこうなっていますと。あなた方はそうやって確信を持って言うのだから、1ヘクタール以下だという、1ヘクタール未満だという、そういう図面を当委員会に出してください。そこから議論を始めますから。

( 経済 ) 農政課長

今、道路等に使用されている土地の面積がどこの地番にあって、こういう形状で面積は幾らですというような資料は今持ってございませんので、目視の中で大体あの山が2ヘクタール弱の山林でございまして、その中での使われ方でありまして、私は1ヘクタール以下であるというふうに考えてございます。

北野委員

目視でしょう。私も現場はよくわかります。大畠委員だって裏山だからよくわかっていると思うのです。あの細かい道路をつないで、区画をつくって入り口のところに駐車場を設けて、駐車場と道路でもって1ヘクタールありますか。半分それでつぶされているということだよ。そうしたら、売るところはほとんどないでしょう。そんな販売

なんてやらないですよ。だから、あなたが勝手に業者の言いなりになって、1ヘクタール未満だというふうに言って、伐採の目的では認められない炭焼き小屋まで堂々につくらせているのです。住民に対してその説明をしたことになるではないですか。だから、林地開発の許可で言えば、開発ではないというふうにあなたはおっしゃるけれども、果たしてそうなのかということなのです。炭焼き小屋をつくったら、事実上の開発行為でしょう。そうでないのだとあなた方は私に説明するのさ。だから、まず1ヘクタールに満たないのだと。実際に道路と駐車場を除いたら1ヘクタールないのだという証拠をまず出してください。委員長、お願いします。目視なんていうのはだめです。

(経済)農政課長

今、1ヘクタールを超える土地の形質の変更、これが林地開発に当たる開発行為になります。先ほど来私が話していたのは、道路であるとか、駐車スペースであるとか、そういうものを林からそういう道路にかえた、駐車スペースにかえた、そういうところが1ヘクタール以下なので開発行為にはならないと。ちょっと逆で、私が説明いたしましたのは、業者が伐採を行ったところ、木を切ったところ、そこは1ヘクタール以上ある、全体を切りましたから、約2ヘクタールあるというふうに理解してございます。

(「そんな話ないでしょう」と呼ぶ者あり)

土地の形質変更した、道路をつくった、駐車スペースをつくった、委員おっしゃいます開発行為だという面積は1ヘクタール以下であるというふうに考えております。

(「おかしいよ、そんなの。おかしいよ、そんな話」と呼ぶ者り)

経済部長

一連のお話で、一つは全体の届出が1.92ヘクタールなのです。ですから、非常に少ない面積の中で、今言いました1ヘクタールという部分が道路だ、駐車場という部分が実は全体の半分近くがそういうものになってしまうという、非常にいびつな形態です。本来、森林法の中では、もっと大きな50ヘクタールとか100ヘクタール全体の中で1ヘクタール程度が道路であったり、あるいは駐車場であったりと想定をしていたはずなのですが、非常にこういう小さい面積の中で1ヘクタールという、確かに今御指摘がありますとおり、実際に1ヘクタール分道路ができてしまえば売的分は0.9ぐらいしかなくなってしまうわけですから、非常に山林の分譲としてはいびつな形になるのだらうと思います。何回か御指摘をいただいています、実は平成14年の一番最初の申請のときに、家庭菜園という届出がなされて、そのこと自体が本来伐採届になじまない。これは林地開発なのだということから始まった話です。それで、最終的に後から出てきた届出が、その家庭菜園がとれて、ただの伐採ですと。そして、天然下種更新で戻すのですという届出が出てきたものですから、私どもとしてはその届出を受け入れたという形で今続いています。ただ、現実の中で御指摘がありますように、炭焼き小屋ができたり、あるいはカボチャの大きいのがたくさん運ばれていたり、道路ができたり、それからスーパーハウスが置かれたりとか、現実の中では見た目から言うと、ちょっと開発行為的な部分がどうしても見えてしまいますし、近所の方からすれば、当然そういうふうに思われているのかなと思います。

我々もできる限り業者の方には一つずつ話をしているのですが、残念ながら一番最初のときからボタンのかけ違いがありまして、業者となかなか協議の場につけないということです。電話をかけたりに行ったりしているのですけれども、話合いがなかなかできないという状況の中で、実は今これは私どもの手落ちなのですが、いまだにそんな状況が続いていまして、今回毎月のように電話をかけたりに、行ったりしているのですけれども、なかなか話合いができるような状況になっていません。ただ、現実に地域の方々が先ほどの炭焼きで煙を吐いたりとかなんとかありますので、それは逐次注意をしたり、話をしたりはしています。ですから、我々としては、今、天然下種更新でやりますという届出がとりあえず3年間なのです。16年、17年、18年。来年が一つは森林法上の天然下種更新の期限になっていますので、その段階で現実に天然下種更新がなされなければ、その中の指導もしなければなりませんし、

いろいろな勧告をしながら、業者にはしたいというふうには考えています。だから、今段階は大変申しわけないのですが、我々としてはできる限りのことをしながら、業者に話をしながら、近隣の皆さんのお話を聞きながら、御迷惑がかからないようにやろうと思っていますけれども、先ほど説明したとおり、なかなか話合いのテーブルに着けないという現状もちょっと御理解をいただければと思います。

北野委員

それで、今いろいろ説明があったのだけれども、さっき、課長が答弁した駐車場とそれから道路で 1 ヘクタール以下だと、それは 1 ヘクタール以下だと思うのです。だから、開発行為に当たらないというふうに言うけれども、絶えず全体のことを考えなければならないのです。これは林野庁でつくっているパンフレットです。北海道庁、本庁からもらってきたものです。この中に、道だけつくる場合も開発行為の対象になるし、共同で開発する場合、この場合は全部合わせたものが 1 ヘクタールを超える場合は許可が必要だというふうになっているし、1 年目、2 年目、3 年目、1 ヘクタール未満ずつやっていって、合計が 1 ヘクタールを超えたら、これも対象になりますと、そこまで細かくやっているのですよ。そして、これに規制を加えるのは、林を守るためだと。森林率といって、ゴルフ場の場合は 50 パーセント既存の森林を残せと。ただ、対象面積の半分残せばいいというのではないですよ。ホールとホールの間、30 メートルの間隔で森林を残せと、こういうことまで言われているのです。だから、森林を守るために物すごく細かい注意が払われているのです。そういうことを考えれば、農政課がやっていることは全然解せないです。私は業者の言いなりだと思うのです。全体の面積が 1.92 ヘクタールなのだから、そこへ堂々と炭焼き小屋をつくって煙を出して、そしておまけに水道局の用地にどっさり邪魔になる伐採した木を積んであるのだから。いまだに撤去していない。撤去しろと言っても撤去しない。水道局は私が連絡したら「明日行く」と言うの。話にならないですよ、市の対応というのは、この問題にかかわっては。

だから、部長がおっしゃるとおり、私は業者はうまくないと思います。そこに主たる原因があることはわかりますけれども、脱法行為が重ねられていって、当初の伐採の目的と全く違うことが展開されているのですから、そういうことも規制できないのですか。こういうことについては、全く納得いきませんから、これは引き続きやりますから、さっき言った 1 ヘクタールの問題について、図面を示して、全体の面積との関連についても、これは明白に、私は何遍も北海道と相談しなさいと言っているのですから、どうして相談に行かないのですか。北海道は私に出てきてくれと言っているのですよ、話を聞きたいと。だから、道と相談してください。私は何回も言っているのですから、あなた方に恥をかかせたくないから、あなた方が自主的に行きなさいと。何遍言っても行っていないでしょう。

これで終わりますけれども、そういういいかげんなことはやめていただきたいということだけは、強く言っておきます。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

-----  
山田委員

私の方からは代表質問に関連してお伺いいたします。

2007 年問題に関連して

昔から企業は人なりと申します。本市には技術大学校や職人の会など、多くの技術・技能を持った方々が大勢いらっしゃいます。また、代表質問の中では、2007 年問題に関連して、本市にかかわる大量退職する技術・技能職、これが本市の業務執行に支障があるかないかということで質問をいたしました。答弁の中では、職務執務には支障はない。また、民間委託の手段で対応できるという答弁をいただいております。

まず最初に、組織的に引き継ぎ、伝承、こういうことができると思いますが、まずこれにかかわる身につけるた

めの年月がかかるとは思います、この年月に関しての認識、何年ぐらいたてば新人が一人前の職員になるか。まずそこら辺の認識についてお聞かせください。

( 総務 ) 職員課長

平成17年5月1日現在で、業務員、いわゆる技能労働職が22職種、275名、技術職員が36職種、889名でございます。これらの職種で、いわゆる即戦力になる資格の者や、一定経験が必要なもので多種あります。現業業務では、例えば市民会館の舞台関係の機械操作関係、それから葬斎場の火葬の関係は、やはり一定程度の経験が必要になってくると考えています。また、土木技術、建築技術ですけれども、確かに資格はありますけれども、一定程度業務を経なければ、いわゆるプロという形にはならないかと思えます。いずれにしても、多職種ございまして、どれぐらいで一人前になるかというのはまちまちということで御理解願いたいと思えます。

山田委員

私もいろいろと技能の方は、国内免許で10ぐらいは持っていますけれども、ある程度の一人前になるためには5年、10年ぐらい必要と思えますが、その点についてどうでしょうか。

( 総務 ) 職員課長

何年ということは申し上げられませんが、例えば事務職で4年間ぐらいで、大体3か所ぐらいで出て、大田市役所の議会の関係も含めて理解ができるということで、やはり10年ぐらいはかかるかと思えます。

山田委員

全くそういうようなことで、私も同じく考えております。

次に、またこの中でこの2007年度問題とリンクして、引き継ぎする人数、これを年数ごとに教えていただきたいと思えます。また、来年から27施設、民間委託が検討されています。この本市の技能職でどの部分が、また今後この27施設以外でどの部分が今後民間委託ができると考えているか、その点についてお聞かせ願いたいと思えます。

( 総務 ) 職員課長

技能労働職ですけれども、水道と病院を除いて、平成17年度末13名、18年度末14名、19年度末23名、20年度末14名、平成21年度末14名、合計78名が退職いたします。民間委託の動向ですけれども、現在、第二病院の給食の方を来年度委託の方向で検討しております。これは給食調理にかかわるものです。それ以外で主なものですけれども、また検討段階ということで、ごみ収集の関係につきまして、委託を予定しているということで、その中でごみ収集車の関係の運転手並びに清掃作業員の方が職種変更になるだろうと考えています。

山田委員

本当に結構あるものですね。いや本当にびっくりしました。また、今後ともそういうふうな民間委託、いろいろとできることはできる、早急にやるところはやる、そういうふうにしていただければと思います。

次に、職員数についても代表質問でお聞きしております。民間では、個人の能力、また才能、そういうものが物を言う競争社会だと思います。そして、一方の見直し、この答弁もいただいております。組織の編成、部署の統合等があると思えます。あれば、今後どの部署を検討されているのか、お聞かせ願いたいと思えます。

( 総務 ) 職員課長

組織・機構ですけれども、平成16年度に総務・企画関係、それから教育の関係、それから今の建築・土木の関係で建設部の方で部の統合を行っています。17年度は水道局の内部で、上下水道の業務の整理で一本化しております。今後の見通しですけれども、平成21年度までに職員数はかなり減っていくということが一定ありまして、また、業務量も一定程度減ってくるだろうということで、その中で部レベルの組織変更をもう一度再整理しなければならないと考えています。

一つは、総務関係で一定程度整理をかけるのと、あと市民部、福祉部、保健所にまたがりまして、関連業務の整理、それとあと環境部についてはごみの関係で整理していきますので、縮小されますので、いずれにしろ全



体を見て組織の縮小を考えていきたいと考えております。

山田委員

本当にスリムな行政ということで、市長の方も頑張っております。そういった面でもある程度の組織の機構、これは本当に早急に人員の減中、見直しをしていただければと思っております。

次に、答弁の中でも業務量の見直し、また配置転換、職種変更について伺います。

私も前回の予算特別委員会でも聞きましたが、本市の職員の能力が生かされる、そういう業務量の見直し、配置転換、今言った職種の変更、今まで現状どのようなものがあったのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

(総務)職員課長

基本的に業務量と配置の見直しにつきましては、毎年4月にございます定期異動に向けて各部で数値を検討していただいております。過去の例で申し上げますと、大きいものだけでも、港湾部のひき船の関係で12名が職種変更をかけております。それから、昨年、小樽病院の給食の委託で13名、ここも配置替えや職種変更を行っております。先ほど申し上げました第二病院でも13名、これを予定しております。それから、運転手の関係で車の台数を減らしていった関係で、4名ほど職種変更をしております。

山田委員

本当に努力している跡があると思います。

さらに、その点で注意している点、今後の方針、実施方法、またその逆に、長くその場に勤めていかなければならない部署、これがあると思われま。本市において、そういうものがあれば、またお聞かせ願いたいと思います。

(総務)職員課長

これまでの職種変更と配置替えですが、基本的に事務職場の方に職種変更して配置をしております。当然、本人の適性だとか年齢だとかを配慮して、基本的には小規模職場ということで、それを優先的に、特に小さいけれども役所の大体全体の事務があるような、庶務的な事務があるようなところに優先して、そういうセクションに配置するように配慮をしております。今後ですけれども、技能労務職だけではなくて、技術職員の方が事務に職種をかえるとか、そういう部分も出てくるでしょうし、逆に事務職場に専門家、税だとか福祉だとか、専門的な配置が必要になってくるのではないかとこのように基本的に思っております。

それで、ずっとということなのですけれども、いわゆる事務の将来的に残るものといえば、企画だとか、税だとか、福祉だとか、そういう部分は確実に基本的に残っていただろうと。それ以外の部分については、いわゆる外部の業務委託でできる部分があるのではないかと考えています。ただ、10年先の話ではないですけれども、構造的にどういふふうになってくるか、かなり無理がかかってくるのではないかとこのように思っています。

山田委員

本当にそういった形で本当の職員の能力を生かせれば、検討していただければと思います。

2015年問題に関連して

また、関連してちょっと2015年問題についても聞きたいと思います。

まず、この問題の概要についてお聞かせ願いたいと思います。

(総務)企画政策室長

2015年問題と言われることなのですけれども、これはいわゆる団塊の世代、具体的には1947年から49年の3か年に生まれた方々を団塊の世代と言っているわけですが、この方々が高齢、要するに65歳以上に突入をしていくのが2015年になるということで、2015年問題というふうに言われています。これは国立社会保障・人口問題研究所の推計なのですが、ちょうどその年齢層が高齢者に突入するといふか、入っていく段階で日本の高齢化率が26パーセント、4人に1人が高齢者になるということ、あわせて2015年問題というふうに言っております。

山田委員

まさしくそうです。

また、この高齢者という意味では、やはり65歳以上、これが25年後には3.5人に1人、また50年後には3人に1人、こういう高齢者の問題があります。ひとり暮らし、こういった高齢者の傾向、これは内閣府の調査によると、女性が8割弱いらっしゃる。これは調査ですから、今後の調査で8割弱、また、子供や他の親族がいない者、これが半数弱、また、借家住まいが3割弱、こういうふうになってくると、まず引きこもり、こういうような問題、またこういう問題にかかわる専門的なかかわり、また地域とのかかわり、またこういう人方に対してのボランティアなどの支援、こういうのが必要となってくると思います。

そのことについて何かお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

今、委員が申されましたように、2015年問題あるいは2025年問題ということで、非常に高齢化率が高くなっていく。本市におきましても、非常に高齢化率が全国平均よりも約5年から10年ぐらいい早いペースでいっているということが考えられます。それで、特に特徴的なのがやはり、今、委員が申されましたように、単身高齢者というのは非常に増えていくという状況の中で、本市におきましても、例えば女性ですと、単身高齢者のうちの女性の割合というのが8割からそれ以上かなという状況、それから子やほかの親族の方がいないということが半数ということなのですけれども、それについては私どもは把握してございませんけれども、例えば借家住まい、こういった部分につきましても、本市におきましては3割から4割ということで、ほぼ大体その辺については同様の傾向かなという気がしております。そういった中では、ひとり暮らしの高齢者をいかに支えていくか、私どもの高齢者保健福祉計画、今、策定中でございますけれども、そういった中でも単身高齢者、ひとり暮らしの高齢者の部分につきましては、地域で支えていくという、あるいは住みなれた地域に引き続き住んでいただくための部分の政策として、非常に地域住民とのかかわりというのですか、支え合っていくか、そういうのが非常に重要だと考えてございます。

山田委員

本当にこの問題は財政再建と一緒に、高齢化率はほかの地域よりも10年先を行っている。一緒にたぶんこの問題が起きてくると思います。

財政問題の中で、またこの任期付の職員、ちょっとまた戻りますけれども、任期付の時短職員、こういうような制度が採用できると思うのですが、こういったようなことが採用できるような内容についてお教え願いたいと思います。

(総務) 職員課長

基本的に法で定められて、これは条例化しないと採用できないというしくみになっています。一つは任期付の職員と、それから任期付でなおかつ短時間、我々フルタイム38時間45分なのですけれども、当然それを下回る時間、それから我々は通年雇用というか、退職まで雇用されるのですけれども、何年という形で限って雇用します。これ導入当時はいわゆる専門的な部分で、短期間のプロジェクト的な企画をつくるとか、専門分野の職員を期限付でということで作られた制度です。昨年、一昨年ぐらいの改正の中で、いわゆる臨時的に業務のボリュームが出ている期間がはっきりしてわかっている場合に、この制度を導入できると。それから、短時間については、いわゆるフルタイムでなくても仕事ができると。いわゆる7時間45分でなくて、1日3時間でもいいという形。ただしこれはあくまでも嘱託とか臨時と違っていて、私どもと同じ身分、正職員の扱いで、ただ、それが期限を決めたということです。そういうふうに御理解をいただきたいと思います。

山田委員

本当に結構よく内容を検討していると思います。またさらに、こういうようなもし導入できるとすれば、対象の部署、大体どれぐらいの人数、こういうのを方策をしているものがあればお聞かせ願いたいと思います。

( 総務 ) 職員課長

現段階では、具体的な話は実際的にはないのですが、確かに我々の業務自体が、スピードアップという問題ではないのですが、例えばプロジェクトをつるとか、一定程度の問題解決をするというケースになると、当然外部のノウハウが必要になってくるということで、そういった企画関係の部分、それから一時的に業務が増えるというのは、今の段階では想像が付きませんが、例えば調査業務だとか、そういうような業務があれば、一時的にその一定の期間だけ雇用するという形でできると考えてございます。

山田委員

ますますそちらの方の方策をまた考え、取りまとめの方よろしくお願いいたします。

地域再生計画について

次に、地域再生計画について聞きます。

この問題は、課税の特例、各省庁の横断的な交付金の支援措置認定事例があるということで聞いております。一例として、本市の小樽グランプリ特区構想がありますが、これはうわさの範囲であります、武部幹事長がこのようなレースは実績のある帯広、釧路、これが適当ではないかという発言をしたとかしていないとかというのを聞いております。また、実現するためには市の後押しが最重要と思われま。実現に向けて秒読みだと思いますが、まず現在、どのような状況か、日程などわかる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

( 総務 ) 企画政策室木村主幹

小樽グランプリ構想についてでありますけれども、昨年の3月21日に、北海道小樽グランプリ推進協議会設立総会が発足しまして、その後同年6月21日になりますけれども、今、委員おっしゃられた地域再生計画、小樽グランプリ構想が内閣総理大臣の認定を受けて、それを受けて昨年の9月6日に特定のプロジェクトチーム会議を発足しました。このプロジェクトチームにつきましては、小樽市が窓口といいますか、事務局となりまして、課題解決に向けてどういう形で実現することができるかということについて、課題解決に向けて進めるということで発足したものです。その間、検討してまいりまして、今年に入りまして、7月8日なのですが、グランプリ構想推進協議会、こちらは協議会ですので民間の皆さんが事務局を行っておりますけれども、その総会が行われまして、その中で2008年をめぐるといって、チャンプカーレースを実現しようということを決めたところ。また、それを受けまして、私も10月28日にプロジェクトチームの会議を開きまして、その中でどういう部分が課題となっているのかということについて、例えば道路の使用ですとか、こういうものについて、こういう課題がありますということの内容を固めまして、それを協議会の皆さんにお示しをしたところです。

なお、お聞きしますと、12月、今月の22日に、市民また団体の皆さんを対象としたチャンプカーレース、今までどういう形で検討してきたかといいますか、その流れについて説明をしたいということで、その皆さんを集めた説明会をなさるといってお聞きをしております。

山田委員

これはうわさの段階ということで、先ほど武部幹事長のちょっとしたお話を引用しましたが、帯広、北見でされているこういうようなレースに関しては、御存じですね。そうしたら、そういうような場所でどういうような問題があって、どういうような克服等をしたというのもちょっとお聞かせ願いたいと思います。

( 総務 ) 企画政策室木村主幹

既に行っているところで、今回小樽グランプリ推進協議会の皆さんで行いたいと言っているのは、公道を使用して行いたいということが一番の課題となっております、例えばチャンプカーレースですと、300キロで走る場合もありますし、片やカーブで20キロで走るところもあります。それを公道を使用しますと、通常ですと50キロ規制ですとか40キロ規制があります。そういう中では、その課題なり、また安全性はどうなのかという部分が行われま。例えば、帯広等で行われているものにつきましても、公道ということではなくて、公道をそのまま使用すると

いうことではないものですから、そういう部分では今回の小樽グランプリ構想が地域再生で認定を受けているというのは、公道を使用するという点について重点が置かれておりますので、その部分がまだまだ大変課題が多いと思いますので、それを今プロジェクトチームで協議をさせていただいているところでございます。

山田委員

北見ではソーラーカーレース、あれは公道の方でやられているということで、昨年来中止になっているということで、本当に残念だと思っています。そういった意味では、ある程度ほかの事例を参考にして、応援するわけではないですけども、まさに今小樽がやろうとしていることを他都市がまねして先にされるよりは、私は小樽の方でぜひ実現していただければと思って、今回この話を例にとって出させていただきました。

港湾関係のモデル事業について

次に、本年 4 月からこの地域再生計画、この中にも盛り込まれましたこの交付金について少しお聞きしてまいります。この交付金について、各省庁の壁を越えた実態的な整備とお聞きしております。この対象事業も 3 分野あり、内容がまず汚水処理施設整備、それから道路整備、港整備に関して交付金がつくとお聞きしております。そういった意味で、今回、港湾関係について何か国土交通省のモデル事業になったと思います。そのことについてお尋ねいたします。

これは小樽築港臨海公園・小樽港既存貯木場水域活用促進検討会、これについてお聞かせ願いたいと思います。まず、どのような団体、機関なのか、問題提起をお聞かせ願いたいと思います。

(港湾)企画振興課長

御指摘のモデル事業についてなのですが、本事業は地域再生計画の中には盛りかれておりませんで、国土交通省のモデル事業ということで取り扱われております。名称につきましては、小樽築港臨海公園・小樽港既存貯木場水域活用促進検討会と称する検討会でありまして、北海道運輸局が事務局を務めまして、参加している機関は小樽海上保安部、小樽開発建設部、小樽市、小樽商工会議所、小樽市漁業協同組合、さらには、北海道ライフセービングクラブなどの海洋振興にかかわる諸団体、ウイングベイ小樽の関係者や周辺で営業している事業者 20 機関で構成されております。

山田委員

私どもは以前こちらの地区の質問をしております。まず、やはりこういった利用をするためには、この問題となる規制や法律又は安全管理、それが重要となっております。また、この会でどのような意見が出たのか、あわせてできる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

(港湾)企画振興課長

10月に第1回の検討会が開催されておりますが、その場で委員がそれぞれの立場から現状の課題や今後の活用策について意見が出されたところであります。具体的な意見を少し述べますと、まず水に触れることが大切である。それから、冬の利用者が少ないので、冬期間の活性化策を。また、ウイングベイ小樽と海を一体的に利用する方策を考えよう。さらには、この水面で生活している市民もいる等々広範な意見が出されたところでございます。

山田委員

まだ協議段階で、そういった内容の取りまとめもされていないと思います。あわせて、そういう報告が出るとも聞いております。まず、大体いつごろ、また、どの機関が出すのか、また、内容についても閲覧できるのか、そこら辺をお聞かせください。

(港湾)企画振興課長

来年第2回目の検討委員会が開催される予定となっております。その場ではいろいろな規制等についての話題が出されると聞いております。報告書につきましては、事務局であります北海道運輸局が2月下旬に取りまとめる予定となっております。閲覧は可能と伺っております。

山田委員

私もそういった形で逐一港に関して、またいろいろ整備されると思いますが、ぜひあの地区も本当に最重要と  
思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。私の方はこれで終わります。

吹田委員

公立保育所について

一般質問にかかわって、若干質問させていただこうと思います。

まず、現在、公立保育所にお勤めの現場の方々の今後10年間に退職を迎える方々の職種、人数的にはどのぐらい  
かと思うのですが、いかがでしょうか。

(福祉) 子育て支援課長

公立保育所の職員の定年退職の関係についてでありますけれども、今後10年間の見込みということでありませ  
けれども、17年度につきましては、定年退職はございませんで、年度途中でまた退職したものが1名おりましたけ  
れども、18年度以降につきましては、23年度がゼロという状況の中、27年度まではおおむね二、三人の退職者がお  
りまして、平成27年度末までには23人の者が定年で退職するという見込みであります。

吹田委員

毎回この話をしているのですがけれども、通常退職をしますと、当然新たな人が入るとい形なのですが、  
これにつきまして正規職で対応するとか、臨時職で対応するとかという部分について、この辺の対応についての判  
断はどちらの方でされるのでしょうか。

(福祉) 子育て支援課長

通常、正規職員の退職した後の補充につきましては、同じ職種という正規の職員で採用するという形になってご  
ざいます。

吹田委員

このことにつきまして、例えば総務の人事の方でそういう方向を変えようとかということを考えることはあるの  
でしょうか。

(総務) 職員課長

基本的には、今、課長の方から話があったとおり、正職員が退職した後については、保育所の正職員でという形  
になります。ただ、例えば委託の計画だとか、先ほど答弁でもありましたけれども、委託の関係で2年後にとかと  
いう形になりますと、それを正職でやるのか臨時でやるのかという一定程度の協議はさせていただいております。

吹田委員

その中で、これから財政再建の中で、一応人数的には290名ほどの退職者がおられて補充する方が100名という話  
が載ってました。今後こういう考えの中では、例えば急にいつそういうことが民間になりますよとなったときに、  
そのときになって職員をどうするかという問題を抱えるのではなくて、事前にそういう現場職員の方でも別の職を  
やっても大丈夫だとか、それから希望があるかという形のものについては、そちらが退職したときにそちらの方に  
異動させながら、そういう職種変更的なことをやるような考え方は基本的にはあるのかどうか。例えばそういう  
のである市では希望をとってしまっていて、こういう形の方に変更したらどうですかという形でそれをやって、希望の方  
はそれなりに協力してそちらへ動かすというふうに行っているのですが、小樽市の場合はそういう形のこと  
は、そういう部署の中で検討することはできるのかどうか、いかがですか。

(総務) 職員課長

最初に、異動のことだけで申し上げますと、部レベル、部長から総務部長へという形のところで、その内申の中  
で例えば本人に聞くとかがあると思います。それから、職種変更の関係でも一定程度、先ほどは年齢だとか、適性

とかを申し上げていましたけれども、一定程度希望を聞くというような形になります。

それから、最初の方のこの先の関係なのですけれども、基本的には今の財政再建推進プランの実実施計画、平成21年度までの部分で、例えばその中で委託だとか廃止だとかが計画に上れば、当然その退職者の後の補充について臨時で措置するとか、あるいは期間限定の嘱託員で措置するとかという形を当然とることになるというふうに考えています。

吹田委員

それとちょっと関連があるのですけれども、一応例えばそういった現業職の方は、現業職と言っていいかわからないのですけれども、そういう事務職に移るとかということについては、そういうのは移れるという規則にはなっているのですか。

( 総務 ) 職員課長

規則と申しますか、技能労務職の職種の中にいわゆる一般業務員という形の職種を設けておりますので、その中身というのは業務補助といいますか、事務補助的な仕事ができるという形にしていますので、業務員であっても事務的な仕事に配置できると考えております。

吹田委員

何かお話を聞きますと、一応こういう人事にかかわって入れ替わるとか、また、定年で新しい方が出るとかという場合に、そういう場合については、その関係部署の中で組合との協議があるというふうに聞いているのですけれども、それについてはどのような話し合いをすることになっているのですか。

( 総務 ) 職員課長

職員団体との関係で申し上げますと、毎年 4 月に定期異動がございまして、その定期異動後に、一つは一つの確認がございまして、昨年言っていた形のとおり人員が配置されているかという一つの確認交渉的なものがございまして、それから、今12月に向けて年明けから異動作業が始まりますけれども、来年度に向けて部単位なのですけれども、どのような形で配置を考えているかという確認交渉がございまして、基本的には、協定事項ではございませんので、労使、組合と部長を中心にした各部の配置確認的な交渉を経るという形になっております。

吹田委員

今の関係は協定とは言わないと言ったのですけれども、これについては話し合いの結末的な部分は文書として残して確認するということになるのですか。

( 総務 ) 職員課長

基本的には、御承知のとおり組合側のニュースもございまして、それぞれの部で交渉記録をつけております。ただ双方でそれを取り交わしてございませぬので、あくまでも協議という形になるものと思っております。

吹田委員

その話し合いの内容については、例えば一般的に労使ですとかで、理事者側と組合側との話がありますが、その内容について、例えば一般的に我々みたい者は、そういう内容についてどのようなことになっていたのかということ、何かの文書で見ることはできるのでしょうか。

( 総務 ) 職員課長

基本的に私どもと職員団体との関係ですので、交渉経過的なものは出せるかといえばちょっと難しいのかなという部分はありますけれども、基本的には組合ニュース等職員に周知される形で流していますので、交渉記録がどうしてもということであれば、出せないものではないというふうには思っております。

吹田委員

いろいろなお話の中では、そういう話し合いのものというのは、協定ということにならないということなので、そういう文書的にきちんとした何かになっていないというふうにも聞いているのですけれども、何となく我々は前か

らもずっと聞いていますと、こういう協定があって、こういう協定があって、こういう協定があって、そして動かないのだと、こういうふうな話が出るものですから、そういう何かきちんとしたものが常にあるのかなと思っていましたけれども。

一応、大変失礼なのですが、この各部、恐らく部長が対応されて協議をやると思うのですが、部長の権限については、基本的には理事者側としての協議の責任者となるのでしょうか。

総務部長

まず、職員組合の関係の部分での、先ほどの文書の関係については、御承知でしょうけれども、公務員法の場合で、労働三権のうち原則的に認められている団結権しかなくて、交渉権といっても、これは基本的にはそういう法に基づいた担保をされたものではなくて、いわゆる労使の中での約束事を話し合いの中でしていくと。ですから、文書協定が双方確認するというのであればあれですけれども、法的にそういう結ぶ権限をそのところで求めてある部分はないのです。ですから、同じ公務員組合でもそういうことをやっている組合もございますけれども、あえて法的に市の組合でできるとすれば、同じ市の職員ですけれども、現業職員は適用法律が違うものですから、その部分では労組法に適用ができる権限を有している現業評議会という、そういう組織がございますので、その部分は一定程度お互いに話をして文書で交わした時代もありますし、そういったものはあると思います。

それから、部長職との関係ですけれども、基本的には各現場の部の責任者として、今の人員等々の問題についてどういった考え方を持っているかというのは、基本的には任せてありますけれども、それは当然総務と事務的な問題について回答するについても、きちんとすり合わせをしてからきちんとやるように組織的には整理してありますので、交渉ごとについては第一義的には部長が対応して職員団体の方に業務の内容を説明して、今の人員で足りるか足りないか、労働条件がどうか、これは現場を把握している責任者として部長交渉を基本的にするようになっていくということです。

吹田委員

そうしますと、人の関係と言ったら大変失礼なのですが、そういうものについては各部が必要とするものを人事側に出して、そして人事側の方で必要なものを総体的に検討して、そして採用等については動くという形が普通ということでしょうか。

総務部長

基本的には大体毎年7月、8月ぐらい、夏に人事ヒアリングという、総務部の方で各部長からヒアリングを受けます。来年度というのは新年度に採用するしないも決めなければならないので、そういった枠組みの中でお互いの人的な話についてやりとりをしますので、それを踏まえた中で、部の中で部の交渉の申出に対して対応するという、こういった流れになっていますので、部が何ほ欲しい欲しいと言っても、総務の方では内容を精査して、認められないものは認められないということにして、それで交渉してほしいということやると。それでも納得いかなければ、また戻ってくると、こういうやりとりは多少ありますけれども、基本的にそういった人事管理といいますが、そういった職員を管理する側とすり合わせをしてから職員団体と話をしてもらっていると、こういう流れでございます。

吹田委員

そうですね、わかりました。どちらにしましても、私の方は今後大量退職者が出まして、そしてまた採用しなければならぬというときには、そういう先ほど言ったように、職種変更して、それなりに調整しなければならぬ部署については、そういう形のことを進めてはどうかと思っておりますけれども、この辺につきまして、今後そういうことを検討しながら、100人という形ではっきり言われましたので、この辺のところについて、そういうことの検討に入れるかどうかと思っているのですけれども、いかがでしょうか。

総務部長

まず、大原則290人退職して100人という、大体つかみとしてこの間も示していますけれども、この中というのは医師ですとか、看護師ですとか、消防ですとか、こういうことで一定程度補充をしなければならない、客観的に見てそういう判断せざるを得ない部分というのは相当数ありますので、原則に現業職員はとらないという方針が一本ありますから、問題はこれから民間委託を進めていく中で、先ほど来いろいろ委員の方から御指摘のあったように、職種変更なりなんなりという形で民間委託をしたときに、いわゆるその職務に従事していた職員は、余ってしまうといたしますか、それで他職種に回せるものとか、それが一般の事務職を当面とらないとすれば、その中で一般事務職としてやってみたいという、そういった職員がいれば、そういったものも含めてとらないと言っている方に埋めていくと。ですから、総体数を抑制するのだけれども、そういう中で必要といたしますか、職種の変更によって埋められるものについては、可能な限りそういったことで整理をして補っていきたいということを今原則的に考えております。

ただ、どうしても職種変更はいけないということがある部分がありますから、それは基本的に採用条件の中において現業の場合は適用法律が違う関係で約束事というのがあって、清掃作業員で採用したのに、雇主の都合でおまえ、あちらへ行け、こちらへ行けというのは、基本的にはできませんから、ですからそれについては十分話合いをして行く者は行くと。行けない者については、ではどこで何をするかと、こういった話合いが残ることはありますけれども、原則的には今言った話合いの中で総体の枠組の中でちょっと動かして行って、足りないものはその中で補充して最大限にやっていきたいというふうには考えております。

吹田委員

むやみにそういうことをすることは決していいことではないですし、ただやむを得ない場合という規則というのは、どこのところにもつくってありまして、恐らくそれは市の場合も一応こういう全体の事業をやるわけですから、やむを得ないときには御理解いただけるものだと思いますので、そのところをよろしくお願ひしたいと思います。

新型インフルエンザについて

続きまして、今、新型インフルエンザという問題がありますけれども、そもそも新型インフルエンザは、これはそもそもウイルスはどのぐらいの生存期間を持っているのでしょうか。

(保健所) 保健総務課長

新型インフルエンザにつきましては、御承知のとおり新たにまだ発生していない段階で、はっきりしたことは申し上げられませんが、通常のウイルスの場合は、私の聞いた話では数日、三、四日ぐらいの生存をしているというふう聞いてございます。

吹田委員

昨日、質問の中で、私の方は流行が大規模だった場合についてどのようにするのかということで質問させていただいたのですが、通常は特殊なところが対応しています。病院指定していますとかなのですけれども、もっと病院に入れない状況になったときについて、いわゆる収容できないというふうになったことについては、一応どのようなことが想定されるのですか。

(保健所) 保健総務課長

先日、発表いたしました私どもの行動計画におきましては、大流行時の想定される影響というか、事態については一応検討しておりますけれども、この具体的な対応については、まだ具体的には示してございません。ただ、国の新インフルエンザ対策の行動計画の中では、実際通常は感染者が出た場合には、感染症法に基づいて指定医療機関というのを指定するわけですが、もっともっと感染が拡大して、それらの指定した医療機関で対応ができなくなるといった場合には、緊急避難的な話なのですけれども、例えば体育館ですとか、学校ですとか、そういうような大規模な公共施設を指定して、そこを受入れ場所として、そこに医師なり看護師なり、必要な人員を配置し



て、集中的に治療に当たるということを想定するというふうなことが言われてございます。

吹田委員

恐らくその想定は極端に進んだことを具体的に検討はしていないと思うのですが、元気な方が行く場合はよろしいのですが、例えば福祉施設に入っていると、そういう老人の方々だと寝たきりとかたくさんいらっしゃると思いますので、そういう方にそういうところは無理かなという感じもしないでもないのですが、その辺のところ。また今アメリカでは一応不幸にしてそれにかかって亡くなった方の御遺体を別に収容することを考えているのだという話をちょっと聞きましたけれども、そういう形の中ではどのようなことが想定されるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(保健所)保健総務課長

このような事態になったときには、基本的には国が示した指示に従ってそれぞれの地域によって対応するという形になると思いますけれども、国の行動計画の中では、例えば死者が多数同時に発生して、地域における葬斎場等で対応がしきれなくなった場合、一時的にその遺体を安置する場所を確保しなさいという形の考え方が示されておりまして、基本的にはそういった場合、市長をトップとする対策委員会を設けて、個々に決定していくことになると思いますけれども、それに準じたことで進めていかなければならないのかなというふうに考えてございます。

吹田委員

ここでも聞きたいと思ったのです。例えば今のインフルエンザとか、一般的なもの場合に、万が一インフルエンザにかかって亡くなる方が、そういう近くにいる方にうつるということは想定される期間というのは、今の場合はどのくらいですか。

(保健所)保健総務課長

先ほどの話とも重複するのですが、今、新型の場合はちょっと私も明確なことは言えないわけですが、通常は死体から何らかのウイルスが効力を失うというか、その期間については数日間というふうに言われております。

吹田委員

このことにつきまして、大変大きな問題になるという予想がありますので、このことをいろいろな意味で市民の皆さんに周知する機会を段階的だと思いますけれども、進めていただきたいと、こう思います。

強度計算偽装について

続きまして、強度計算の偽装の関係で質問させていただいたのですが、今、実際はこういう強度計算で建築確認していたという形で被害を受けている方がいらっしゃるのですが、細かいことなのですが、この確認申請なり、こういう形の中で確認した方々の費用というのは、どの程度頼んだ方が払うことになっているのでしょうか。

(建設)佐藤主幹

確認申請の手数料についてでございますけれども、確認申請の手数料は各確認機関がおのあの価格を設定することができることになってございますので、その物件ごとによってたぶん単価は違うと思いますけれども、私どもの方で一律にこの物件について幾らだということは承知してございません。

吹田委員

それでは、小樽市の方へ申請しているものも当然あると思うのですが、これについては金額はどのくらいになるのでしょうか。

(建設)佐藤主幹

小樽市の建築確認申請手数料でございますけれども、建物に関しまして申し上げますと、一番下の5,000円から一番高い46万円までの9段階に分かれてございます。これは面積ごとの規模によって9段階に分かれてございます。

吹田委員

この手数料ですけれども、基本的に万が一、今回、確認申請の中身を間違えたものを通したとなりますと、本来の業務のものとしての手数料として払うものでないなと私は感じたのですけれども、こういうものが万が一そういう形で見過ごして抜けた場合は、その手数料を返還するという形になるのでしょうか。

(建設)佐藤主幹

これもお互いに申請する側と受けた方の契約条項でございますので、その契約条項にどのように取り決めされているかは、また各機関それぞれ違いますので、大変申しわけございませんけれども、中身については承知しておりません。しかしながら、仮に小樽市でのことで答えますと、確認申請の審査は構造計算だけではなくて、例えば用途地域の制限ですとか、それから避難関係ですとか、いわゆるいろいろな関連法規にわたって審査をする関係もございまして、仮に一部分で過誤があったとしても、審査手数料の返還はしないものと考えてございます。

吹田委員

手数料が例えば今言ったように、この部分この部分この部分で積算してかかるのですか。それとも、一つのものが平方メートル数でかかってくるのですか。強度計算で幾らとか、何が幾らとか、こういう形で分けてなっているのでしょうか。

(建設)佐藤主幹

今の私どもの承知している民間確認機関も床面積の規模ごとに単価が決まっていると承知しておりまして、委員がおっしゃいます、例えば構造計算の審査料が幾らだとか、避難規定の手数料が幾らだとかというふうには、この部分では分けていないと思います。ただ、建物の高さが60メートルを超えて特別な性能評価とかということになれば、これはまた別立てで手数料が決まっているかと思えます。

吹田委員

私はやはり手数料については、最終的にすべてがオーケーになったものでもらっているのではあると思うのですけれども、ですからこの辺について建物がだめな場合は、解体をしなければだめだと万が一なった場合は、それは全く成立しない形になりますので、その辺のところを今恐らくマンションに入居されている方は、これから再度やり直すという形になるとか、それから建物を退去して終わってしまうとかもあるでしょうけれども、そういうときに各ところにそういう責任というのをきちんともらわなければだめかなと思っております、こういう場合に万が一小樽市でそれにまだ抜けていれば、それはきちんと仕事をしなかったという形で返すべきと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

建設部長

手数料の関係でございますけれども、今、問題になっている万が一という場合のケースによって違うと思います。今回の事件は、あくまでも詐欺行為的な偽りの関係で、通常の審査の中では発見できないような部分もあつての事件ということですから、それは結果的に過誤というようなこととなりますということは、それは一定の審査を終えているという部分では還元するべきでないだろうかと。ほかの部分に場合においては、ケース・バイ・ケースでありますので、これはすべてが還元できないということはありませんけれども、やはり状況に合わせて判断をすべきだというふうに考えてございます。

吹田委員

時間もあれですので、この件につきましては、今後の展開もいろいろありますので、その中でまた機会を設けて質問したいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 02 分

再開 午後 3 時 20 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

平成会。

-----  
森井委員

一般質問に沿って幾つか。

職員カンパ金制度について

まず、職員カンパ金制度についてなのですが、これはちなみに今回も昨日答弁で一しゅうされていますが、前回は第 3 回定例会でも実は同じような話をさせてもらって、同じように既にもう一しゅうされていたのですが、あえてなぜもう一度この場で質問したのかということで、自分なりの理由がありますので、それをまず聞いていただければというふうに思っています。

まず 1 点が、なぜ職員というふうに絞っているかということ、職員が何かに取り組んでいるということを一般の人たちにまず示したいという気持ちがあるというのが大きな点です。今、いろいろな地域で寄付金等の取組をしている部分も多いと思うのですが、当然市役所職員であろうと寄付金に対しては寄付することは可能だと思うのですが、私は一般的に全体に寄付金を求める以前に、まずみずから示していくことというのはすごい重要ではないかと。特に寄付金にしてみますと、その中に市役所職員がもし寄付していたとしても、たぶんそれはだれも気づかない部分であって、善意で当然ですけれども、しかしそういう部分をもっと目に見えてもいいのではないかというものが自分の考え方としてあり、その示すという行為によって、小樽市の職員はこれだけ意識が高く、これだけのことをやっているということが見せられれば、もし今後寄付金の何かしらの取組をしたときに、たくさんの万人の方々に伝わっていくのではないかということもあって、一つはそういう理由があります。

二つ目に、これは第 3 回定例会では細かくは話していませんでしたが、今回、若者に対してという話をさせていただきました。これについても、私は若い人がもっと小樽のまちにいろいろな形で流入してくるべきではないかというふうに思っています。今年度のついこの間 10 月ですけれども、大学生が商大の留学生を迎えるウエルカムパーティをサンモールでやっています。そのときの取組で一日教授会で市長がこのようなことを商大がやっているということをお話をされていて、学生たちはすごく喜んでいたのですけれども、そのとき中心で行っていた人というのは、小樽市民なのですけれども、北海学園大の学生なのです。商大生は 5 人ほどいました。その日、そのとき取り組んでいた人が 18 名ほどいたのですが、残りはどこの人かということ札幌の学生だったのです。それはその取組そのものに大きなお金はかかっていませんけれども、いろいろなことを相談するために小樽に足を運んで、いろいろな話合いをしたりとかということを重ねていました。つまりは、札幌から学生が小樽に来て、小樽で物事、イベントを取り組むという行為というのは、すごい重要だと思いますし、そのイベントをし終わった後に、その大学生が小樽の花園とかに入って飲んで、最終的に帰るといった行為にはつながりますが、ある種その若い人たちが小樽のまち並みの中でいろいろな取組をしていくということにかかわっていくことというのは、すごい重要ではないかというふうに思っているので、自分は若者に対してそういうことを後押しする、そういう方法として、自分はファンドという言葉も使いましたが、何かしらの制度が導入できるのではないかというふうに思っています。

特に今、商大生に話を聞くと、札幌から通われている人は、小樽のまち並みを知っているのは、小樽商大と札幌駅の間しか知らない人が多すぎるのですよ、異常に、驚くぐらいです。その人たちは、では、何もしていないのかというそうではなくて、いろいろな取組をしているときにやっている場所というのは、やはり札幌を背景に札幌の学生たちと交流をして札幌で展開をしていることが多い。やはり自分はそのうちの 10 分の 1 でも小樽にそういう

展開をもたらすことができれば、今、移住促進であったりとか、いろいろな形で人口の歯止めをかけたり、人口を増加させるためにという手だてをしていますが、自分は以前からも話していますが、人が住むという行為の中の一つに、縁とゆかりがあるのではないかと考えています。

私は前回市長にインターンシップの導入をしていただきたいという話もしましたが、なぜそれを自分が話しているのかというと、やはり市長という、普通学生が手の届かない方と接することにより、また、市長という人間やいろいろな人たちに刺激を受けることによって、小樽に対しての縁とゆかりが深くつながり、将来的にここに住んでみたいという思いに自分はつながると、自分自身が確信をしているから、そういうことを導入できませんかという話をしています。これが導入してほしいといていた 2 点目の理由です。

もう一点あります。もう一点は、現在、小樽市の財政状況はかなり緊迫して厳しいと思います。この財政状況の中で若い人が何かやるから、それをちょっとサポートしてとか、何かイベント展開をするので、ほんの少しでもいいから補助金を出してほしいといったときに、その補助金を出すのは相当難しいというのは、自分自身でも理解しています。ですので、その枠組みと違う枠組みの中で何かしらの形ができないだろうかというふうに思い、ある種職員カンパ金で職員という限定ですけれども、このような提案をさせていただきました。

一応この話を聞いた上で、改めて見解をお願いしたいと思います。

( 総務 ) 企画政策室東田主幹

また、繰り返しになるとは思いますけれども、今定例会で森井議員からお話がありました若者の夢の実現のためのファンド設立ということにつきましては、財源を市の職員のカンパ金に求めることは、適当ではないという市長の見解もお示ししたとおりでございます。

今、いろいろ幾つかお話がございました。例えば市の職員がもっと前面に出てもいいのではないかと、出たっていいのではないかとのお話もございました。それから、二つ目としては若い人が小樽で事業を展開するといいいましょか、活動してほしいという願いがあるということ、最後にはいわゆる市長と若い人の交流という話もございましたけれども、これにつきましてはさまざまな観点で私どももこれまで取り組んできているというふうに思っておりますので、改めて職員カンパ金制度に頼って今の森井委員のお考えのことを実行していくといいいましょか、実現していくというのに当たらないのではないかと。たしか、答弁の中にも別な手法があるというふうに市長もお答えしていると思いますので、そういうことで御理解を賜りたいと思います。

森井委員

自分自身も必ずしもこの制度そのものを強制的にやるべきだという話をしているわけではなく、今、自分が話させてもらったようなことが何かしらの形で実現をしていくのならば、いろいろな方法を使っていいというふうに思っています。現在、小樽商大で酒井助教授という、自分は直接の面識そのものはないのですが、酒井助教授がビジネスデザイン論という取組をしています。授業を行っています。何かというと、企業において何かしらの思いであったり、何かしらの形を生み出したいと。例えば何かのマニュアルをつくりたいとかというときに、若い人の発想を取り入れたいという方々が大学のその授業に対し依頼をして、大学生に考えていただき、それを企業の中に持ち帰って展開をするという取組です。自分は先ほど言ったように、そのカンパ金制度ではなくてもいいのですけれども、ではもしこれから小樽に対してその若者たちがどう動いてくるのか、また、何かしらそういうことを、今、自分たちの中で若者がこれだけ減ってきて、高齢者率がこれだけ高くなっている。これをとめるためにどういう方法があるのだろうかということを、ある種そのような大学の授業に対して求めて取り組んでもいいのではないかとこのように個人的には思っていますが、これについても見解をお願いします。

( 総務 ) 企画政策室東田主幹

ただいまのお話というのは、学生が特に商大生ということでお話をされていると思いますけれども、商大生が小樽の地場の中で活躍する機会というか、そういう創造する機会をたくさんつくったらどうかというお話でございま

すけれども、これにつきましては、先日、森井委員も御出席された一日教授会で市長が発言したとおり、最も重要なことであるということは認識しておりますし、そういう機会を求めていくことについては、市長も惜しまずやってきているというふうに思っております。私どももそういう観点からは、既にビジネス創造センターという場所、商大の中にある C B C があるのですけれども、その中に小樽市内の企業との連携の中で、新たなビジネスをニュービジネスの創造といいたいでしょうか、そういう観点で取り組んできた学生たちもたくさんいて、いろいろ話を聞くと、近年そういうゼミとは言わない、サークルの方にかかわってくる人間が多少少なくなっているようにも聞いています。そういうことから、もっともっと人材教育というか、育成とか、そういう観点ではさまざまな手法をもう少し研究して、商大ももちろんですけれども、地場の企業の方々もそういう意味では創造をしていただいて、学生との連携というものについて、もう少し接点を求めていただければというふうには思っております。

森井委員

現状の小樽の中では、若い人たちが市役所職員の方であったりとか、市長であったりとかと会うきっかけというのがかなり少ないのではないかと考えています。そのきっかけづくりが自分は重要だと思っていますので、ぜひそのきっかけをもっといろいろな形で、いろいろな方法論が本当はあると思いますので、導入をしていっていただきたい。自分自身、周りにいる学生たちといろいろ話をしても、侮れないのです。すごい勉強していたりとか、発想力が本当に豊かだったりとか、本当にもう既に起業とかするのではないかという意識を持っていたりとか、自分自身がちょっと及ばないと思えるぐらい、そういう取組をしている学生たちがたくさんいます。そういう団体がたくさんあります。そういう観点を持って、そういう団体、取組と今の行政とどこまでリンクできるのか、つながれるのか、そういう部分を模索していただきたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

特別景観形成地区の拡大について

では、質問をちょっと変えまして、特別景観形成地区の拡大に伴ってということで、一般質問させていただきましたが、それについて。

これは通告とはずれるのですが、経済部に聞きたいのですが、現状では観光という部分は、やはりどうしても運河又は歴史的背景、そういうものに伴ったものが自分は強いのではないかなと思うのですが、これについてはこれで見解としては間違っていないかどうか、まずその点を確認をさせていただきたいのですが。

( 経済 ) 観光振興室長

小樽観光のシンボルということで申し上げますと、やはり何といても小樽運河ということで、全国からも評価の高いところであるというふうに思っています。それに加えて、小樽運河を中心として石造倉庫群あるいは歴史的建造物等で構成される小樽の景観というものを、やはり小樽観光の目玉というふうに認識しておりますので、委員のおっしゃるとおりだと思います。

森井委員

では 1 点だけ話させてもらって終わります。自分はそういう背景もあって移り住んできたという部分もありますし、それはすごい重要な部分だと思うのです。それを表現しているのが特別景観形成地区ではないかと思っています。自分はその文化的背景があって経済は大きく成り立っているのではないかという考え方もありますし、その特色が小樽にはあるのではないかと。決して東京でもない、札幌でもないものが小樽にはあると。だからこそ、いろいろな人たちが小樽に来ますし、小樽に住んでいる人たちは誇りを持っていると思いますので、そういう背景の中で特別景観形成地区というものが存在してほしいなというふうに思っています。

それについての見解も求めたいと思っているのですが、結果的に私の思いを勝手に一方的にしゃべっているだけです。答弁はいいです。

大島委員

赤岩の家庭菜園について

まず初めに、先ほど北野委員の方から赤岩の家庭菜園の問題が、大島の裏の山だということで御指名がございましたので、ちょっと実情を長くならないように話します。

先ほど質問に対していろいろる答弁をいただきましたが、365日住んでいる私としては、あなた方の答弁は納得が全くできません。将来どういうふうになるのかなということで、私は見ております。恐らく電気が引かれ、あるいはどこかで問題になったような行為が知らず知らずのうちに進められるのではないかと、そのように思っております。といいますのも、札幌からも来ている方もおります。買い求めた方もおります。その方が建物は建てられないかと、日差しを避ける屋根付のもはできないだろうかということ、実は私も年何回かこの期間中に行ってみました。そういう声もかけられております。それでまた、水の問題。これも確かにあの地域はわき水が物すごく出るところでございます。水の心配をしているところでございます。しかし、植えた植物に水を車についで運んでいるのが現状なのです。そういう不便なところでございます。しかし、ふもとには水があふれ出ている。6月にも話しましたが、大雨が降ったときに、ここは退去してほしいと。役所の方に来てもらって、ここの茶の間では寝ないでほしいというような指導もすぐ真下の人が受ける地域なのです。

そういうことで、先ほど部長の答弁の中で、近隣住民の話を聞きたいというふうに北野委員に答弁をしておりますけれども、聞いて何をしますのか。まずこの点聞かせてください。

経済部長

この間、現場の方に何回か近隣の方と話した経過もありますけれども、私どもの行政の方に近隣の代表の方を含めていろいろな形でお話が年に何回か寄せられています。ですから、我々もその方々のお話を聞いて、これまで相手方の業者の方に伝えてきているのですけれども、先ほど言いましたとおり、なかなか伝えるという行為がうまく成立していないのが現状なのです。一生懸命電話をかけたりに行くのですけれども、協議のテーブルに着けないというか、そんな状況になっているのが、さっき言ったとおりです。ただ、近隣の方はこの前の炭焼きのときもそうですけれども、煙が入るとか、いろいろな苦情があって、持って行き場がなく、農政課の方に来ておりますので、我々としては大きな意味での先ほどおっしゃった部分の整理というのは当然ありますけれども、その時々起きるそういう細かい問題の近隣の皆さんの苦情なんか、できる限り我々としては解決するために相手に伝えなければなりませんので、そういう形で話を聞きたいということを先ほど申し上げました。

大島委員

部長の言う近隣というのは、どの範囲なのか、教えてください。

経済部長

私はあそこの入り口のところの角の家から、ちょうどあそこの団地というのですか、あそこの方。

(「あそこの団地とはどこですか」と呼ぶ者あり)

何というのですか、赤岩サニータウンというのですか、その一番端で家からちょうど森林の下側の家、それから道路を挟んで向かい側、その下の方あたりしか会ったことがありませんので、大体あの方たちの代表何人かの方が私どもの方にいつもお話に来るということで私は聞いております。

大島委員

全く地形は知っておりませんね。地形を知らないでそういう答弁をするから、近隣はどの範囲なのかと聞くのですよ。北山中学校をちょうど境にして、山が三角形の山なのです。北山中学校がそのちょうど三角形の頂点のところにあります、山に向かって左側、今おっしゃったところが一つです。ところが、反対側の私たちが住む団地22軒、そのほか隣接が50何軒ございます。そこは近隣に入らないのですか。私はぜひ入れてほしいのですよ、部長、ここの中に。なぜかという、風が吹けば今までと全然違う。雪が降れば全然違う。雨が降れば今までと全

然違う。私たちは集まれば必ずその問題が出るのです。けれども、私はあえてここでは質問はしておりません。そういうことでございますので、住民は非常に心配をしております。災害の心配をしているのです。そういう地域だということをもう一度経済部の関係者、部長も含めて、地域を把握して、ぜひ近隣の皆さんの声を聞いていただきたいと、そのように思っておりますので、よろしく申し上げます。

経済部長

お話ありましたとおり、続木さん側から大畠委員がいらっしゃるところ、それから今お話がありました場所を含めて、農政課の方と相談して、どんな形で声を聞くかということを含めて、できるだけ早期にやりたいと思います。

大畠委員

それと自然の下種ですか、自然に生える木を待つというような答弁もしておりましたけれども、ところが、これで3年たつのですか。今年には伐採した木材を大きなチップにする機械を持ってきて、地面をたたき、また何か工事が始まったのかと思えば、その木材を抜根した、あるいは倒した木をチップにしている様子でございました。そういうことから、これは私は請け負った方から聞いた話でございますけれども、今年実になる木を900本植えたい、植えると、そういう相談があったと聞いております。この事実関係は聞いておりますか。

( 経済 ) 農政課長

私どもの方にはそういう話はないということでございます。

大畠委員

だから、そういうことで、900本の木を植えて、それを区画割で販売したいという、そういうようなお話も実は出ておりました。実行されたかどうかわかりません。決して先ほどの答弁とは違うということ、あえて先ほど言わせてもらったわけです。そんなことで、この件についてはまた引き続き日常の状況を報告したいと思っておりますし、またぜひ近隣の方々の声も聞いていただきたいと思っております。

問題、次に移します。

携帯電話の基地局について

代表質問でも携帯電話のことに、鉄柱のことに尋ねました。そして、再々質問の中で要望の中で、あそこにはすぐ北山中学校があり、あるいはまた保育所、特別養護老人ホームは、その関連の施設があるということで、教育長と福祉部長に現地を見てほしいと。携帯電話の基地局の鉄柱の状況を見てほしいということで要望し、今日その感想を聞かせてくださいということっておりますので、それぞれ感想をお聞かせください。

福祉部長

先日の質問の後、私も現地を見させていただきました。特別養護老人ホームは、そして赤岩保育所の道路1本挟んで向かい側に民家があるわけですが、その先のちょうど北山中学校との中間あたりの小高い丘に目視ですからあれですが、20メートルちょっとぐらいの鉄塔が立っていて、あれが中継所というふうなことで確認をさせていただきました。私ども福祉施設を担当するものとして、子供なりお年寄りの安全というものはやはり大切でございますので、ただ専門家ではございませんので、とりあえず総務省のリーフレットを見せていただきまして、それによりますと、WHO、世界保健機構のプロジェクトで研究に当たっているということで、国際ガイドライン、こういうものから見ますと、我が国の電波防護指針と同様に約50倍の安全率が適用されているというようなことで、虚弱者、高齢者、乳幼児等などへの考慮がされているというようなことでリーフレットにうたってございました。このWHOの基準と、この日本の電波防護指針に沿っては進められているということを伺っておりましたので、その部分ではリーフレットからすると心配は要らないのかなというふうに、現在、感じているところでございます。

教育長

お答えいたします。代表質問で大畠委員から行くようにということで、私と部長と次長と担当で見てまいりました。まず、第一の感想としては、科学が発達して、そして線の要らない携帯電話がこれだけ普及したけれども、や

はりこれだけの大きな施設をつくらなければならないのかなという、そういう疑問をすごく感じました。私は、当初見てなかったものですから、小さいアンテナかと思いましたけれども、そばまで寄って見ましたら雪に埋まっていたのですけれども、かなり大きなものでございまして、電信柱ぐらいのものかなと思えば、そういうものでなくて、このぐらいの太さのが立ってまして、まずびっくりしたところでございます。今、福祉部長の方から話しましたいろいろなこともこの 1 日で勉強させていただいたところでございますが、やはりその付近に住んでいる住民でありますとか、学校側に対しまして、不安を招かないように説明等をこれから設置者がしていかなければ、心配が増えるのではないかなという思いで帰ってきたところでございます。

大島委員

福祉部長にお聞きしますけれども、いろいろと難しい感想をいただきました。簡単に部長の感想は心配は要らないということにまとめていいのですか。

福祉部長

リーフレットを見ますと、先ほど話したようなところでございます。ただ、やはり地域の皆さんからすると、心配のある方も当然おられるだろうなというふうに思うわけでございます。したがって、そこら辺はやはり昨日市長が答弁されたように、電波管理等に十分そこら辺の心配ある場合の説明等を考えていかなければならないのかなというふうに考えております。

大島委員

もし、福祉部長にお孫さんがいたら、あるいは大変失礼な話でございませぬけれども、体調を崩して部長本人がはるに入るような状況になったときに、進んで入れますか。私だったら、私の孫も私自身も入りたくない。しかし、そこで生活をしているのですよ。電磁波の被害は代表質問でも申しましたが、あるないという議論はあります。しかし、圧倒的に多いです。そういう中で設置された。それで目視で、経済部の山林の方でも目視して何平方メートルだと言っていましたけれども、今また、まさしく福祉部長が目視で 20 メートルぐらいですか、今日資料をいただいております。これが 32 メートルでございませぬ。高いですよ、32 メートルといえば。

それで、教育長にお尋ねしますけれども、グラウンドのフェンスの真下から手を伸ばせば届くようなところから、あのよっきりです。そうすると、今、冬期間ですからグラウンドを利用する授業というのはあまりございませぬけれども、あの環境の中でこれから夏になれば、雪が解けたら毎日子供たちや一般の方々を利用するわけです。その点については、どう思いますか。思い描いてください、子供たちがグラウンドを使用して遊ぶ姿と鉄柱の関係を。どう思いますか。

教育長

先ほども申しましたが、北山中学校の方からも見ましたし、ぐるっと回りまして鉄柱の下まで、巨大な感じでございまして、小さいアンテナでしたらあまり気にならないのですが、あのアンテナ基地局を見まして、子供たち、どういう思いであのアンテナを見るのかなという、そういう心配はございました。先ほど申しましたように、やはり設置者が地域住民ですとか子供たちに安全について理解を得られるようにお話ししてほしいなという思いはございます。

大島委員

建設に当たって、関係者がそれこそ近隣の方のところに説明に行ったそうでございませぬ。それは代表質問の中でも話したように、反対という意見をきちんと述べた方もありました。これは平成 15 年 2 月 27 日、盛岡市で「盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例」なのです。これでは、電磁波のことにも電話と今の塔のことにも触れているのですけれども、第 9 条で近隣住民の範囲ということで、鉄塔の高さを水平にして 2 倍のところが近隣と、盛岡市では言っているのです。そしてまた、聞くところによると、今回の問題も鉄塔の高さに比例して、電磁波に関する資料を持って近隣住民のところに説明に行きなさいというドコモ側への指導もあるそうでございませぬ。



ざいます。通産局というのかな。そうしますと、近隣ということになれば、今申しましたように、学校あるいは保育所、市の関係するのはその二つでございますけれども、あるいは生活支援センター、これらにそういう説明が今回の赤岩の鉄塔の建設に当たって説明に行ったのかどうなのか。これは北山中学校に行ったのか、あるいは教育委員会に行ったのか、あるいは保育所に行ったのか、市役所にいらっしまったのか、その点について確認させていただきます。

（教育）総務管理課長

私どもに鉄塔が立つに当たりまして、教育委員会の方には来ていないと思います。北山中学校の方については、行っているかどうかを含めまして、いま一度確認したいと思います。

福祉部長

私どもの方には、市の方にも参ってございませぬし、はると赤岩保育所の方に確認をさせていただきました。来ていないということで、担当の方は両施設とも、鉄柱について先が見えるという感じで押さえていまして、気がつかなかったという話は両施設ともしてございます。

大島委員

昨日の答弁でも、住民説明は義務づけられていないというように答弁をいただいております。しかし、少なくとも説明には歩いているのです。なぜ心配するかといいますと、このような毎日の地域住民のストレスが、他の健康に害を及ぼすのではないかとということで非常に心配をしております。昨日の市長答弁で説明をしていただこうということでございますので、説明会を開く手順といいますか、そういう手順についてどういう手続をしたらいいのか、お聞かせください。

（建設）建築指導課長

行政手続の中の手順なのですけれども、一つに建築基準法の工作物の届出というものがありますので、この部分で事前に住民に説明会をするというようなことは、窓口で指導することはできるかと思っておりますので、これはやっていきたいと考えております。

大島委員

他の地域で説明会を開いてもらうのに、確認申請の関係で建築指導課が、これは会社はどこかわかりませんが、ボードフォンかどこかだったかと思っておりますけれども、中に入って日程を調整していただいたというふうに聞いているのですけれども、その辺はいかがですか。

（建設）建築指導課長

現在のところは、そういう設置事業者に対しまして、確認申請の際に、そういう説明会をなさないと指導はしていない形なものですから、これは市の内部でそういうことができるかどうか、検討に値すると思うので、建築指導課の建築基準法上の立場ではちょっとあれなのですけれども、現在のところはそういうふうになっております。

（環境）環境課長

エヌ・ティ・ティ・ドコモの中継基地につきましては、建築確認申請時とともにうちの方でテレビの受信障害ということでドコモから誓約書をいただいております。そのときには、電磁波についても十分に地域住民に説明して理解を得るよということで、現在、指導しているところでございます。実際、赤岩2丁目については、鉄塔の32メートル、2倍の約60メートルの範囲で、そこにある住民の方に説明をしたと。ただ、その中では不在の方とかいるいろいろという報告は受けています。

大島委員

一昨日、代表質問で答弁をいただいているのですけれども、「御指摘の赤岩2丁目の中継局について住民に不安が募っているということがあれば、業者に対しまして改めて説明するよう要請をしまいたいと考えております」という答弁を市長からいただいているのです。だから、お尋ねしているのです。そういうことで、時間がないとい

うことでございますので、そういうことで答弁に沿った整理で説明させていただきたいという、このように思っております。

緑小学校のアスベスト問題について

最後に、緑小学校について資料をいただきました。これで最後です。資料を提出していただいておりますが、12月9日、緑小学校保護者の皆様へということで手元に資料が配られておりますが、この件についてどのようなことで配ったのか。そしてまた、現在、どのような状況にあるのか。私はこれを見まして、実はそうすると夏休み中に行った、あるいは第2期工事のボイラーの工事について、本当に調査をして囲い込みが必要だということ、あるいはボイラー室については除去が必要だということで工事をしました。その後に、こういう問題が出てきたということは、ほかの学校は大丈夫なのだろうか。これを一番懸念しているのです。私はこの問題については、各学校、再調査をすべきではないのかなど、そのように思っております。そしてまた、この保護者に配布された資料については、私は適切な配慮をしたということで、これは私は評価しております。子供たちが毎日出入りする、その玄関先だったということでございますので、1点、再調査の考えは。私はすべきだと思うのですけれども、いかがですか。

建設部鈴木次長

今回の緑小学校のアスベストの吹きつけ材が見つけられたということでございますけれども、我々としてはそれまでも図面調査、それから現地調査を行いながら、そして対策工事を現在も行っているという状況なのですけれども、緑小学校の今回の部分については、図面表示がなかったといったこともあり、また、その使っている昇降口の出入りする建具のすぐ上の細い部分で、非常に我々もなかなか当初想定をしにくい部分であったことから、我々としては見落としてしまったということがあって、その部分については深く反省をしているところであります。それで、それが発見されたということで、建設部と教育委員会と連名でもって文書を出させていただいて、そして注意をしていただくということになります。それで、この部分については、早速、文書は12月9日に配布をしているのですが、次の日に密閉をし、そして冬休みには囲い込み工事をやっていきたいという形で考えております。

それで、再調査についてでありますけれども、これまでの図面、それから現地調査ということもしてきました。今回、発見された部分が一部分といいますか、面積的な分も少ないということもありまして、今までの調査状況、それから吹きつけ材の安定している状況、それから空気中濃度の測定状況、そういったこともトータルで考えまして、今後、再調査をするといった考えは現在は持っておりません。ただ、今後、国又は道からのアスベストに対する動き等があると思いますけれども、そういった中でまた判断をしていきたいとは考えております。

大島委員

終わります。

委員長

平成会の質疑を終結し、公明党に移します。

公明党。

-----  
高橋委員

代表質問にかかわって何点が質問します。

繰出金について

まず、財政問題で、繰出金について何点が質問をいたしました。

まず、改めて伺いますけれども、繰出金のここ10年間の推移、簡単に説明をしてほしいと思います。

( 財政 ) 財政課長

10年前ですと、平成7年度になるのでございますが、このときの繰出金の総額は65億3,000万円。それから、年々

11年度まで増え続けまして75億6,000万円というのが11年度でございます。平成12年度には介護保険事業ができて、介護保険への繰出金が増えたことによって91億4,000万円、それ以降13年度96億5,000万円、14年度94億5,000万円、15年度93億5,000万円、16年度決算では97億5,000万円、17年度予算では95億7,000万円となっておりますが、このうち一番多い項目は下水道事業でございます、平成7年度20億円だったものが17年度では23億円。一番ピークは13年度に29億1,000万円、そういうことになってございます。これが概要です。

高橋委員

今、説明があったように下水道が一番率が大きい、金額が大きいということになります。この資料によりますと、平成7年度からずっと20億円を超えている数字になっています。明年度以降、例えば10年後を考えたときに、この20億円というこの金額の推移はどういうふうに進むのか、予想でもいいのですけれども、説明していただければと思います。

水道局長

下水道事業につきましては、前から私答弁していますけれども、ライフラインの一つとなっておりますので、ある程度の建設の投資はやむを得ないものと考えておりまして、このままでいきますと現状の約20億円というのは変わりないと思います。

高橋委員

それは大体、例えば10年区切った場合に、ずっと今後10年同じように20億円続くということによろしいですか。

水道局長

そういうふうに考えてございます。

高橋委員

それで、繰出金の縮減について質問をいたしました。下水道事業に聞きますけれども、前のプランは4億円だったものが答弁では5億4,000万円、要するに1億4,000万円縮減できたということで答弁をいただきました。この内訳と、それから資本費平準化債、これを導入ということになっているということで話を聞きましたけれども、その内容も含めて説明をお願いします。

(水道)総務課長

先ほどの5億4,000万円の縮減の部分の内容と、それから資本費平準化債ですけれども、縮減の1億4,000万円の内容につきましては、今後、財政再建推進プラン、集中改革プランをつくっていくわけですけれども、それに当たりましては、定員管理とか、あるいは維持管理の縮減とか、こういった部分もございまして、先ほどの資本費平準化債を導入して、そういった部分で削っていくと、こういう考え方の中で5億4,000万円ぐらいは縮減できると、こういうようなことで考えてございます。

それと、資本費平準化債の目的といいますか、内容でございますけれども、資本費平準化債につきましては、実は16年度に国が制度化して借入れを起こしてもいいですと、こういう部分でございまして、制度の目的といたしましては、建設事業に当たっては、借入れを起こします。そのときには、当然元金の償還が発生します。それとともに、建設につきましては、資産勘定に入りますので、当然減価償却がございまして、そういった中で、元金償還の場合に償還期間が大体平均25年と短いのですけれども、減価償却の期間につきましては、大体平均では44年ということで償却期間が長いということで、元金と償却の期間の差が出ます。それによりまして、当該年度で支出する資金なのですけれども、この部分が多額に出ることによって、一般会計からその部分が負担する形になるわけです。収支不足分ということもございまして、こういった部分はこれは小樽市ばかりでなくて、下水道関係全体に言えますけれども、相当一般会計からの繰出しが大変多額になっていると、こういうことに着目いたしまして、国はそういった部分の負担の軽減を図るために、こういった制度を導入したと。

それともう一つは、世代間の負担の公平ということで、より長く償還を持つことによって、世代間の負担の公平

が図られると、こういった観点から平準化債を導入していると、こういった部分でございます。

高橋委員

聞こえないところもあったのですけれども、要するに償還期間を長くして払う金額を少なくしたということですか。わかりやすく教えてほしいのですけれども、この平準化債の意味を。

( 水道 ) 総務課長

実際は、あれなのですけれども、要は建設事業をする場合借金して元金償還、これは結局短い期間で現金を払っていくわけです。それに対しまして、資産勘定に当たるものですから、当然その部分を今度費用として減価償却で落とすわけです。そうすると、減価償却費というのは非現金化ということでお金を伴わない部分があります。そうしますと、金額的に当該年度で比べますと、元金が非常に高額になります。それに対して、減価償却というのは、償還期間が長いものですから、その単年度で言いますと、額が小さくなります。その差の部分が実際現金が必要になってくるわけです。その部分を一般会計からこれまで収支不足、トータルで申しました形になると、こういうような考え方でございます。

高橋委員

後で資料いただけますか。よくわからないものですから。

それで、下水道においては、大規模改修を行うということを伺っております。大枠で結構ですから、この総事業費と全体スケジュール、これを教えてください。

( 水道 ) 石原主幹

下水道施設の基幹施設でございますが、処理場、ポンプ場につきましては、供用を開始してから15年から35年もう既に経過してございます。いろいろ老朽、腐食等の中で機能維持を図る上で更新計画を、現在、立案してございます。年次計画としましては、平成17年度から平成25年度の9か年で策定したところでございます。更新計画に当たりましては、維持・管理で作成している機器台帳や診断調査を行いながら、効率性、経済性などの評価を行って緊急度を見極めながら優先順位もつけまして、事業の平準化を図っております。約116億円の事業規模となったところでございます。

高橋委員

その116億円の大まかな内訳を教えてください。

( 水道 ) 石原主幹

施設の規模で説明いたしますと、中央処理場で約92億円、銭函処理場で約10億円、ポンプ場で約14億円、合わせて116億円でございます。

高橋委員

それで優先順位ということでしたけれども、一番最初に手をかけるというふうに考えているのはどれですか。

( 水道 ) 石原主幹

この中で一番大規模な、さらに優先性を有するという設備については、中央処理場の汚泥処理の設備の更新でございます。事業規模といたしまして、約70億円台を予定してございます。

高橋委員

それで、先ほど期間が17年度からということでしたけれども、今年度は何かこの中でやられたのですか。

水道局原田次長

更新事業というのは、既に手がけられてきて、今までやってきております。場当たりのやるのではなくて、まず計画を策定してやろうという考え方で更新計画を今年度立案しました。その中で、今年度実際に更新を行っている機械の大きなものとしては、まず中央監視装置、こういう部分の更新を今年度やろうとして行ったところでございます。

高橋委員

それで、この116億円の、これ全部恐らく起債だと思うのですが、これの償還期間というのはどのようになりますか。

（水道）総務課長

今、全体116億円ということですが、当然国の補助がございます。そういった中では116億円に対して大体補助裏債の90パーセントという形になるかと思えますけれども、簡単に言うと、半分ぐらいは借金、半分というか、そういうような形になるかと思えます。そういった中で、それで起債額といたしましては、47億円ほどになってございます。

高橋委員

47億円の起債でよろしいのですか。

（水道）総務課長

更新事業についてはそういう形になります。

高橋委員

それで、財政の方に伺いますけれども、一般会計のこの場合の負担はどのぐらいになりますか。

（財政）財政課長

下水道については、一般会計から出した分の半分については、交付税措置がされますが、例えば今の47億円というものをおよそ25年ぐらいで返すと、元利ありますから細かい数字はあれですが、ざっくり言うと、毎年2億円で、そのうち増えた分の半分ぐらいは交付税の基準財政需要額に算入されるので、実質は1億円ぐらいの負担になると、そう考えています。

高橋委員

そうすると、毎年繰り出している繰出金プラス1億円という単純な考え方、考え方ですが、それでよろしいですか。

（財政）財政課長

これから下水道の面整備が一応終わっておりますので、今までの借金の払いは落ちていきます。そのほかに、今、更新事業をすることによって、維持管理のお金も一定程度軽減できるだろうと。その範囲で先ほど水道局長も申しておりましたが20億円というベース、これを下回るようにしていただきたいと、そういうのが再建プランで考えていきたいところでございます。

高橋委員

もう二つ、今後大きな事業を抱えているというふうに思います。もう既に、一つは始まっていますけれども、現在、建設中の北しりべし廃棄物処理広域連合のごみ焼却施設です。これについては、連合ですから、小樽市の負担分ということになるかと思えますけれども、この小樽市の負担分の全体金額、それから償還期間、これを教えてください。

（環境）管理課長

焼却施設とリサイクルプラザ、合算ということになりますけれども、それで6市町村における用地費を含む建設事業費ですが、74億3,000万円ほどでございまして、それに対しまして、建設時の一般財源として小樽市の負担分としましては、平成16年度が1億9,000万円ほど、そして平成17年度では2億3,000万円ほどとなります。18年度につきましては、2億8,000万円ほどになるのですが、そのほかに起債に対しまして償還がございまして、それが起債に対しての15年間の償還になるのですが、その市の負担額としましては、およそ50億4,000万円程度と考えられます。これを15で単純に割りますと、およそ1年間では3億4,000万円程度かなというふうに考えてございます。

高橋委員

財政部に聞きますけれども、この今出た単純の約 3 億円、これは一般会計からそのまま出ていく数字ということになりますか。

（財政）財政課長

一時的には、北しりべし廃棄物処理広域連合にこの金額の負担が増える、ただ、これも交付税で元利償還にはおよそ半分程度の措置がございますので、実負担はその半分ということです。

高橋委員

もう一つ、大きい事業は病院の新築です。それで、これはまだ市長のゴーサインが出ていませんけれども、あらもう近々ということで予定をされています。現時点での総事業費、それから総事業費に対する起債の償還期間、これを教えてください。

総務部吉川参事

収支の関係、償還の関係は、「精査・検討」で一応やっております、その後、建設場所によって用地取得費等変わってきますが、精査・検討の段階での話になりますけれども、約 191 億円ほどの事業でございます、医療機械の方は 5 年ということですが、建設の方は 30 年ということで、医療機械の償還がある時点では大体 14 億円ほど、起債償還へ医療機械が終わって建設部分になりますと、大体 7 億 9,000 万円ほどの償還が続くのかと思います。

高橋委員

これも財政部に伺いますけれども、この病院の起債に対しての一般会計の負担、27.5 パーセントという金額だったと思いますけれども、金額に換算して一般会計からの負担はどのぐらいになるというふうに計算されますか。

（財政）財政課長

今の説明で、医療機械を返す場合は医療機械の 7 億円分とそれと本体部分の 7 億円、これが据置期間もありますから、重ならないと思っているのですが、重なるときもあるでしょう。7 億円病院側が払うとすれば、その半分 3 億 5,000 万円を繰り出すことになります。これの 27.5 パーセントですから、1 億円程度の実負担、そんな感じかなとは思っています。

高橋委員

今まで三つ聞きました。なぜこういう質問をしたかということ、財政再建プランの計画期間というのは平成 21 年度までということになっております。今の事業で、もう直接 19 年度から実際に出てくるのは、ごみ処理施設だけかなというふうに思います。伺いましたら、ほとんど財政再建プランには影響はあまりないのだという話でしたけれども、逆に 21 年度まで何とか乗り越えられたとしても、それ以降の一般会計からの負担が非常に心配だなというふうに思ったものですから、こういう質問をさせていただきました。平成 23 年度以降結構重なるのかと、私は思っております。この辺については、財政部としてどういう見解をお持ちですか。

（財政）財政課長

現行の収支の見込みまでで、まず 1 回、21 年度までの姿をちょっと話したいのですが、今 17 年度に 80 億円の公債費の償還をいたしますが、これが 21 年度には 73 億 3,000 万円ということで 6 億 8,000 万円減るということ、現状のままです。そして、繰出金は先ほど申しましたが、95 億 7,000 万円のもの、このままですと 102 億 6,000 万円になるということで、6 億 9,000 万円増えると。それで、繰出金が増える分、本体の一般会計の公債費が減って、この部分は 21 年度まで大体とんとんになると。それと、その後の話ですが、一般会計の方の事業はここ数年 10 億円台という建設事業費に抑えておまして、公債費の借入れを極端に抑えております。今まで借りてきた償還がちょうど 16 年度、17 年度がピークでございますが、21 年度で先ほど申しました 73 億円のもの、22、23、23 年度になりますと、それが 60 億円台になっていくだろうと。さらに、その後は毎年 5 億円程度ぐらい減るのではないかと、今のままでの我慢をしながらやっていますので、そういうものがあるので、そういう中で今あるある大きな事業の負担に耐え

ていかなければならないと。そのためにも、21年度までにそういう公債費も減る、それに合わせてそのほかの人件費なり、事業の見直しをして、体質的にそういう新たな負担、将来の負担に耐えられるものをつくっていかねばならないと、そう考えております。

高橋委員

財政課長のおっしゃるのはわかります。それで、償還額についても唯一のプラス材料といいますが、これから落ちていくということですから、そのとおりだと思います。私も大体起債されていない以降の年度ずっと、大体4億円程度落ちるだろうということで計算してみましたら、平成37年にはゼロになるという計算です。それで、確かに償還額、公債費は落ちていくのですけれども、さっきから話しているこの繰出金、これが増えていけば、結局はさっき課長お話しされた平成21年度では同じ金額ということで相殺されているわけです。そう考えますと、この繰出金をいかに圧縮できるかというのが非常に大きなテーマというか、課題というか、そういうふう思うわけです。ただ、状況を見ると健康保険だとか、国保、介護保険、老人保健、これで約半分を占めているわけで、とてもこれから下がっていくというふうには考えられないというふうになれば、繰出金の圧縮はどういうふうにするのかというのは、非常に難しい問題だし、考えていかねばならない問題だと思うのですけれども、この点はどういうふうに考えていますか。

( 財政 ) 財政課長

今、高橋委員がおっしゃられたように、いわゆる保険事業の繰出金については、これからの制度がどういうふう変わっていくかによりますが、なかなかこれから落ちていく状況にはないというのは、実際のところだろうと思います。ただし、先ほどから申し上げている、例えば下水道だとか、水道、病院こういう建設事業に絡むものとかについては、市のやり方、これから先を見据えたやり方によっては、一定程度抑える又は減らすこともできるものだと思っておりますので、やはりどうしても義務的に増えていく繰出金を賄えるためには、そういうものを抑えながら、このほかに一般会計全体がそういう後年度の医療だとか、高齢化社会に対応できる体質をつくらなければならない。そのためにも今が頑張りどころと、そういうふう考えております。

高橋委員

建設事業の話が出ましたけれども、もう一点私が懸念しているのは、恐らくここ10年以降期間内で、まず学校の改修をしなければならないというのが一つ出てくると思います。もう一つは市営住宅の改修若しくは新築、こういう問題も出てくると思います。ぜひ1回シミュレーションしてほしいのは、公債費も当然下がってくる、繰出金は横ばい、プラスになるかどうかわかりませんが、その落ち込み若しくはプラスのこういうシミュレーションの中で、ここ10年、20年のスパンの間に、この建設事業が挟められるかどうかという、そのシミュレーションをぜひ1回やっていただきたいと思っておりますし、学校についてはもう相当古くなってきているのもありますから、まずやるという前提でどういうふうになるのか、アバウトな形になるかもしれませんが、10年、20年のスパンが私は必要なと思っておりますので、これはいかがでしょうか。

財政部長

いろいろ御意見をいただきましたけれども、とりあえず今ここ数年間のスパンの中で、何とか今短期的にまず起こしていかねばならないという中でプランをつくっておりますから、そのところをまずひとつ切り抜けていくというのが今のやり方です。お話のとおり、今後の社会経済情勢どうなるかわからないにしても、確かに小樽市にとっては非常に大きな規模のそういったハード部分の整備というのは、これから控えているわけですし、加えて今お話のように、学校の問題だとか、それから市営住宅の問題が入ってまいりますから、国の当面の今の歳入の状況だとか、見えない部分もあるのですけれども、国と地方の中でも今その中・長期的な地方財政の展望のようなものを国の方でもつくるということになっておりますので、そういったものが出てくる段階では、ある程度のめどは地方財政の入りの部分について見えることになってくると思います。ですから、その辺が一応見えてきた段階では、

私も小樽市の10年後どうなっているのかとかと、その辺のことは、20年になると、本当に生きているかどうかも私わかりませんけれど、とにかく10年というのは、あっという間の時代ですから、そこのところぐらいは今のプランをやり終えた段階では、次のステップとしてはやはり必要なというふうには思っています。

高橋委員

部長のおっしゃるのはもっともな話で、まずこの赤字団体にならないようにするというのが、これ第一だと思います。それはわかります。

私が言っているのは、入りの方ではなくて、出の方でシミュレーションしてほしいと。そうなれば、何ぼ財源がなければいけないかという判断ができるわけです。ですから、出の方の歳出の方のシミュレーションを1回ぜひやっていただきたいと思います。

それから、入りの方ですけれども、プランではそのままいってということになっていますけれども、前にも話しましたけれども、市税収入については、もうここ10年間で約20億円ぐらい落ちてきているということ、それからもう一つは、地方交付税が今年で4億円たしか下がっているのです。税源移譲されてもプラス・マイナスよくて今の程度かなと私は認識を実はしているのです。悪くすれば今よりも悪くなるかもしれないというふうになれば、入りのシミュレーションもやはり今程度か、若しくは落ちるといようなそういう状況でやはり10年ぐらい見た方が私はいいいのかなと思います。ただ、部長が言われた国の動向だとか、その内容が出てこないとなかなか難しいというのはわかりますけれども、そうであれば、まず出の方をやってもらって、後に入りの方のシミュレーションも一緒にやってもらうという、そうすると、大体10年、20年の大づかみの感覚というか、内容がつかめるのではないかなと私は思っているのですけれども、ただ市長がかわるとまた内容が変わってしまうかもしれませんけれども、財政はそんなに簡単にころころ変わらないと思いますから、逆に今一番大変なときだから、そういうシミュレーションもぜひやっておくべきかなと思いますけれども、重ねてお願いします。

財政部長

お話の趣旨は十分理解できます。我々としても一昨年秋レベルの段階では、その時点での5年後ぐらいのいろいろな施設の改修だとかというものを各部に指示して出させた経過もございまして、一定程度のものというのは大体予想はついているのですけれども、基本的にはただやはり入りをはかりて出を制すといいますが、その基本的な考え方がやはりなければ、どうにもならないということがあるものですから、今とりあえずはプランづくりに傾注しているところなのですけれども、いずれにしてもお話の趣旨は十分理解できますので、確かにこれから難問、課題が小樽にはたくさん控えておりますから、その辺のところはある程度把握しておく必要はあるだろうと思います。

一例ですけれども、例えば市民会館をこれから長年にわたって機能させていく場合に、どのぐらいのお金がかかるかという、10億円、20億円の単位が必要になってくるのです。我々財政サイドとしては、本当にその10億円、20億円をかけて市民会館をどうするのだというところまで一応議論した経過があるわけです。ですから、一つとっても、小樽の施設というのはインフラの整備が非常に早かったのですけれども、やはり期間がたっていて、相当改修していかなければならないものがたくさん残っていますから、本当にそのあたりは一定程度の考えを持ってやっていかないと、本当に出を考えるととてもではないけれども、これもたないのではないかというような感じは、もう目に見える感じがありますので、一定程度把握はもちろん必要ですけれども、とりあえず入りの方のこともきちんと考えながら、一応のシミュレーションというか、心構えはもちろんしなければならぬというふうには思っています。

高橋委員

教育委員会の方は1点だけ確認させてもらって。

安全マップについて

学校の安全についてということで質問をいたしました。安全マップの件です。いろいろな要望については、また



最終のときにもう一回やらせていただきますけれども、安全マップが作成されているということでしたけれども、どういうふうなものが作成されているのか、内容、あと学校全部にそういうものがあるのかどうか、それをお願いします。

（教育）学校教育課長

安全マップの関係ですけれども、安全マップのつくり方というのはさまざまございます。小樽の場合は、住宅地図は御存じだと思いますけれども、あれを簡略にしたような形で通学路、道路をまず記入してございます。そういう道路の中に、例えば交通量が多い道路、ここは多いですよと、それから交差点については、この交差点も交通量が多いだとか、それから例えば夜間の暗い場所、ここら辺は夜間が暗い場所ですとか、この地区については街灯が少ないですとか、そういった部分だとか、それから子ども110番の家というのがございますから、その110番の家をそれぞれポイントごとに、この家は110番の家がございましてという形で、図示しています。そして言葉でも書いてございますし、特にまた冬になりますと、雪山の状況だとか、この坂道は滑りやすいだとか、そういったことを記載して、保護者だとか子供、学校に掲示している場合もございますけれども、そういった形の中で子供たちに注意を促しているという状況でございます。

高橋委員

それでこのマップですけれども、活用されているというような表現の答弁でしたけれども、具体的にはどういう内容ですか。

（教育）学校教育課長

先ほどもちょっと話しましたけれども、そういった形で保護者だとか子供に配ってございますし、つい先日も、こういった広島、栃木の事件が起きましたので、私どもも校長会の中でそういったマップを活用して、例えばそういった事例が起きた場合に、そういったマップに表示してある子ども110番の家に駆け込むだとか、そういったことを徹底してくださいという形の中でお願いをしております。ですから、そういった各家庭の中で、そういったことも子供方と話し合っていただくような形の中で、このマップを活用してもらいたいというふうに思っています。

高橋委員

活用されているということではないのですか。活用してくださいということですか。

（教育）学校教育課長

表現を間違いましたけれども、現在もそういった形でマップがございまして、それは当然活用されております。ですから、それに加えて、こういった事件が起きましたので、さらにそういったものを活用していただきたいという意味でございます。

高橋委員

その活用なのですけれども、非常に私疑問に思うのですけれども、では子供たちが実際危険だと思われる場所、本当に認識しているのかどうかという、そこまでは実際に、例えば学校の先生と一緒にいったとか、地域の人と一緒に行ってここは危ないのだよというふうに言ったとか、そういう具体的な内容というのはないのですよね。

（教育）学校教育課長

この安全マップの作成は、主に学校と保護者の方が作成いたします。それに子供も入って意見を聞いて作成している学校もございまして、ですからそういう中で子供の意見も十分取り入れて、この部分は先ほど言いましたように、交通量が多いだとか、滑りやすいだとか、例えば不審者がここはちょっと増えているだとか、そういったことも書き入れてございますので、そういう中では当然活用されているというふうに考えてございます。

高橋委員

よく通学路で決まった場所に決まった季節に変質者というか、変態というか、そういうのが出るというふうに、よくその地域の中では有名な話になっています。そういう部分もマップには記入されているということですか。

( 教育 ) 学校教育課長

そういった部分を、当然学校のマップには記入されております。特に地下歩道の部分があるところはそういった情報もございますので、学校だとか、そういうまちの中でそういうものを全部取り入れて記載をしてございます。

高橋委員

あと、先ほど出た子ども110番のシールを張っている家が載っているという話でしたけれども、先日、実際小学生を持っているお母さんにお話を聞きましたら、ほとんどかぎがかかっているのですよ。行っても、あいていませんということです。だから、抑止力しか期待できないのかなというような、そういう現場の声でしたけれども、この点についてはどのように受け止めていますか。

( 教育 ) 指導室寺澤主幹

110番の家の活用についてなのですが、先ほど学校教育課長の方から申し上げましたように、安全マップ等で子供たちにも確認させておりますし、その中で委員御指摘のとおり不在の家というのもございます。ただ、この110番の家、張って抑止力になるということはもちろんなのですが、地域の方々が子供たちに目をかけ、声をかけていただけるような、そういうような関係づくりにならなくてはいけないと思っておりますし、またそういうふうにすることが大切であると思っております。それで、学校の取組といたしまして、毎月学校だよりを110番の家に近所の子供が届けて、声をかけてあいさつすると。また、学校の方に地域の子供たちの様子とか危険なところがないか、そういうものを知らせていただく手紙を渡して、双方向の情報交換をしている学校もございます。そういうような地域が一体となって子供たちに関心を持っていただけることが、大きな成果につながるのではないかなと考えております。

高橋委員

全くそのとおりだと思います。ですから、そういうふうに見えるように、いろいろ検討しなければならないと思うのですが、やはり私大きくは学校の姿勢にもあるのかなと思います。それで、ただ110番のシールを張ってくださいと持っていくのと、いろいろ事情を説明したり、安全マップの面でこういうことがあるのだとか、要するに認識をまずしてもらって、そういう点が全然されていないというふうにも聞いていますけれども、その辺はいかがですか。

( 教育 ) 指導室長

現在、栃木、それから茨城、また京都におきましては、塾ということでございますが、非常に子供の安全が懸念される、また心配な状況ということで、教育委員会といたしましても、子供たちの安全を守っていくということが最優先課題というふうを考えてございます。そういう意味から申し上げますと、例えば安全マップにつきましても、委員御指摘のとおり、やはりマップをどう子供たちも参加しながら、危険をあらかじめ予測する力とか、また、危険から回避する力などについて、具体的に体験などを通していかなければならないという課題や意識を持ってございますので、そういう意味では研修会等もやっているところですが、来年度に向けながら、具体的な子供たちのそういう体験的なプログラムのなものについても、十分子どもも勉強しながら進めていかなければならないと考えてございます。また、子ども110番等の家にかかわっての働きかけにつきましても、子どもも再三再四校長会等を通して指導しているところでございますが、このような論議・状況も踏まえて、改めて校長会とも十分協議しながら、その取組の徹底ということを進めてまいりたいというふうと考えてございます。

高橋委員

あとの通告の内容については、最終日またやりたいと思いますので、いずれにしても、安全というのは非常に大事な部分ですので、ぜひ取組を一番ということにしてやっていただきたいと要望して、質問を終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

民主党・市民連合。

佐々木(勝)委員

簡潔に質問をしたいと思います。

一つ目、市長の方に、今年度の重点政策・施策について、言葉としては総括というか、論評してもらいたいということで質問し、答弁をいただいています。その中で、限られた予算の中でいろいろとやっている。今年度新しい取組と申しますか、そういう中で6月に開設した「杜のひろば」、これはいわゆる給付型の福祉から参加型の福祉に変えると、そういうものです。それともう一つは、北海道移住促進協議会の取組等を上げてお答えになっていましたので、まずその2点について伺いたします。

杜のひろば事業について

最初の杜のひろばの事業ですけれども、この展開について話をしてもらいたいと思うのです。この二つを含めて、私は総括と、こう言いましたけれども、ねらいは事務事業の評価にかかわって今研究し、整理をしているところだという私のテーマになっているわけですけれども、新しく上げた事業については、中間であっても点検をして、事業評価に結びつくようなまとめをしていただきたいというふうに思っているものですから、そういう観点で二つの事業についてお聞かせください。

一つは杜のひろば事業の背景と申しますか、立ち上げた背景、この部分について。

(総務)企画政策室東田主幹

ただいま御指摘のありました杜のひろばについてでございますけれども、委員が御発言のとおり、給付型の高齢福祉をでき得れば参加型福祉の形に変えていきたい、移行していきたいという観点から、平成16年度に市長の方から元気な高齢者施策の検討というのが立てられておりました。それを基に、平成17年3月に高齢者が元気に暮らせるまちづくりの講演会というのを、庁内の幾つかの部の連携の下に開催をさせていただいて、その中でアンケート調査を通して、高齢者の組織と申しますか、集まりと申しますか、それを考える懇談会に参加する意欲のある方という募集をかけさせていただきました。その時点で120名の応募があり、それを受けまして、本年度の17年7月に杜のつどいという組織を立ち上げたところでございます。その組織の中から、さまざまな議論をした上で、今一番求められているのは何かということから、市長の答弁にもございました杜のひろばという高齢者の活動拠点が最も求められるということがわかり、それを受けまして実施して、現在に至っているところでございます。経過としてはそういうことでございます。

佐々木(勝)委員

それで、事業費というか、これは福祉コミュニティで第3回定例会のときに補正予算を組んだ事業費の関係についてはいかがですか。

(総務)企画政策室東田主幹

杜のひろばという名前に変わってしまって、予算がよくわかりづらくなってしまいましたけれども、要するに予算上では福祉コミュニティ都市推進事業という、かた苦しい長い名前になっております。これにはいろいろ事情があるわけですけれども、予算は180万円という厳しい財政の中で大変肝いりと言ったらほかの人に怒られてしまいますけれども、180万円をいただいて、その中で福祉コミュニティという高齢者がみずから提案するコミュニティ型の提案事業を展開する予算、それと杜のひろばというものの開設を目指しておりましたので、その改修予算、それと現在、事務局を先ほど申し上げました市役所の幾つかの部で、役所の中の事務局を持っているわけですから、その事務局費ということで予算を計上させていただいております。

佐々木(勝)委員

その点については最後にします。今後どのような展開を考えておりますか。

( 総務 ) 企画政策室東田主幹

今後の展開でございますけれども、今、まだまだ発展途上だというふうには、発展途上という高齢者の皆さんに怒られてしまうのですけれども、そういう意味では組織が立ち上がってからまだ 8 か月で、ひろばができてから 6 か月、この短い期間の中にしては、皆さん新聞等でお目に触れているかと思いますが、非常に活発な活動をみずから企画をしながらやっているという団体になりつつあります。そういう意味では、まだまだよちよち歩きといましようか、生まれたばかりでもございますので、それらの組織力の拡充といましようか、拡大、それから自主的な運営企画等ができるまで、しばらくの間見守っていきたいというふうには思っておりますし、そういう意味からもしできれば、さっきからできればを何回も使うのは、予算の関係が出てまいりますので、極力自立した組織に育てていくような支援の仕方も考えながら、新しいシステムというものを構築できるよう目指していききたいというふう考えております。

佐々木( 勝 ) 委員

それ以上深追いしません。

移住促進事業について

2 点目の北海道移住促進協議会の関係ですが、まず、これを立ち上げた背景について。

( 総務 ) 企画政策室木村主幹

移住促進事業で立ち上げていった経過なのですが、団塊の世代の皆さんが北海道に根差して移住していただきたいということで、平成16年に道庁ではアンケート調査を行いまして、そのアンケートの 8 割の方が北海道への移住に関心がありますということがありまして、道庁としては17年と18年を重点期間ということで設けました。その中で、重点的にやるには、パートナー市町村又は登録をしていただいて取り組んでいくところ、また、それよりもまして登録市町村の中から重点的にもう少し取り組んでいくところ、それをパートナー市町村として募集を開始しました。小樽市につきましては、その募集に応募をしまして、6月3日に選定を受けまして、実質14の自治体がパートナー市町村に選定されました。その中で、委員、先ほどおっしゃいました北海道移住促進協議会なのですが、14のパートナー市町村でしっかり連携をして、今後の移住促進を図っていくべきであろうということで、9月28日なのですが、小樽市長が世話役となりまして発足をしまして、14のパートナー市町村で発足をし、現在、取り組んでいるところでございます。

佐々木( 勝 ) 委員

そうすると、その立ち上げた協議会の現状はどうなっていますか。

( 総務 ) 企画政策室木村主幹

現在、道庁としてはパートナー市町村の関係で連携して、短期移住又は長期移住の実証実験ということで進めております。それに合わせて、小樽市もパートナー市町村になっておりますので、1月27日から1月30日までなのですが、パートナー市町村の短期移住ということで受入れを今進めております。その中で、協議会につきましては、9月28日に14のパートナー市町村で発足したのですが、その後募集をより拡大するということでしましたところ、現在、50の自治体が参加していただいております。また、小樽の単独事業で言いますと、庁内の検討会議を設けながら7月1日にホームページを立ち上げまして、現在、9,200を超えるアクセスをいただいております。その中で37の方が実際に今やりとりをしているところでございます。

佐々木( 勝 ) 委員

名称なのです。短期移住体験事業、こういう事業名でいいのですか。その内容について。

( 総務 ) 企画政策室木村主幹

道庁の事業としてパートナー市町村で短期で小樽の場合は3泊4日、東川町と連携をして東川町1泊小樽2泊ということで3泊4日で受入れをしますという部分での委託事業で進めておりますが、長期ということでは函館市で

すとか、当別町で行っていますが、これはやはりどういう形でどういうニーズがあるかという部分を首都圏又は関西の方に来ていただいて、実際にそれを取り組んでいって、その結果を受けて、またどういう形で進んでいくのがいいのかということで行っていますので、今回は短期移住体験ツアーといえますのは、小樽が今取り入れさせていただいている取組として進めているものでございます。

佐々木(勝)委員

これも同じく、予算面ではどうなって、今後どうなるのか。

(総務)企画政策室木村主幹

17年度につきましては、進めてまいりましたのは5月の下旬から進めていきまして、6月3日にパートナー市町村に選定されて、現在、ホームページの作成等は手づくりで進めてきたところでございますけれども、また、連携をして、市町村のフォーラムですとかにも参加をしてきましたが、特に経費としてはかかってございませんので、その部分では予算化はしておりませんでしたけれども、18年度につきましては、今後それぞれ道庁が行うところのもの、それと北海道移住促進協議会が行うこと、また、市単独として行うことというのがございますので、その辺は十分連携するところと機関も含めて協議をして、予算化するものがあれば計上していきたいというふう考えております。

佐々木(勝)委員

その部分についてはわかりました。

アスベスト問題について

三つ目はアスベスト問題ということですが、今いろいろと学校関係について工事を進めている、その途中でアクシデントが起きる、そういうようなことも先ほどの質疑の中にありました。まだまだ対策工事を進めている途中だというふうに思います。学校関係は一応情報公開もされながら、緑小学校の先ほどのような問題も出てきている部分も、これも前回のときにも何か学校に異変が起きたときは、定期的な検査をする、そういうものをするという条件の中に入っていたというふうに思いますので、何か異常が発生したときは、直ちに対応をすると、こういうことです。

私は広報の方に他の施設、特に市の所有施設、学校、市営住宅のアスベストを含む吹きつけ材の使用状況と対応状況ということで9月、10月にこれを載せていました。載せている中で、学校関係のところはある程度整備されてきているけれども、ほかの施設のところでは、総合体育館はきちんと除去工事をする。そして、期間を決めてやるということ。調査する内容も含めて、ほとんどは今後の対応については協議しているということで、対応の部分が不明確にならない状態ということなので、改めてこの次は第3号にやる予定なのか、この2で終わるのか。それで、先ほどのこともありますので、この対応がどういう施設の対応になっているのか、わかっている内容をお聞かせください。

(建設)建築住宅課長

広報おたるの9月号と10月号で小樽市のアスベスト対策ということで、その時点での市の対応について市民にお知らせをしております。その中で、今、委員御指摘のまだ調査中又は工法について検討中という部分がありました。それらにつきましては、既に検討を終え、また、既に工事を発注しているところです。広報おたる9月号の欄に沿いまして説明させていただきますが、市役所別館につきましては、囲い込み工事をやるということで、もう既に工事を発注しているところです。また、市立小樽病院、それから市立小樽第二病院、これらにつきましてはいずれも除去工事を行うということで、これも既に工事を発注しております。その次に、保健所、それから総合福祉センター、勤労青少年ホーム、維持課庁舎、これらにつきましては囲い込み工事をやる内容で、これも既に工事を発注しているところです。その次に、し尿処理場内施設、これにつきましては除去工事をするということで、これも既に工事を発注済みでございます。第3ふ頭の32号、33号上屋、これにつきましては囲い込み工事を行うというこ

とで、これも既に工事を発注しているところです。

佐々木(勝)委員

それで、囲い込み、除去、ボイラー関係だとか、こういうふうに検討して区別をしたわけですが、本来アスベストの問題等は基本的には除去というのがよろしいだろうという一般的な受止めをしているわけですが、予算の関係等で、総合的に小樽市の場合は約 4 億円を予算計上して作業に入っているわけです。今の除去と囲い込みの、今封じ込めというのはなかったから、その区別と予算の中で上げるということなのか、途中においては学校関係では設計の見直しをかけて、さらにプラスして予算計上したと、こういう経過があるのですけれども、予算との関係でそういうふうに区別したのかどうか、このあたりについて。

(建設)建築住宅課長

市の施設でのアスベスト対策工事の工法の選択ということかと思えますけれども、今、説明しましたように、市の施設については除去工事が囲い込み工事と、そういうことで行っております。それらの工法の選定につきましては、その吹きつけ材が使われている場所がどこなのか。その吹きつけ材の現在の状況がどういふ状況なのか。それと施設の使われ方、それが工事の期間にも影響しますので、その施設がどういふ使われ方をしているのか。それと今委員がおっしゃいますように、経費の面もあるのですけれども、それらを総合的に検討いたしまして、それぞれ工法を選択し、先ほど説明したような内容で工事を発注しているところでございます。

佐々木(勝)委員

そうすると、今約 4 億円の中で処理していると、こういうことですね。それで、さっきの冒頭に第二病院の関係がありましたけれども、現在、小樽に、このアスベストの対策委員会はありますよね。その辺は。

(環境)環境課長

庁内アスベスト対策委員会については、7月22日に設置して、現在、8回程度委員の方が集まって検討しているという状況でございます。

佐々木(勝)委員

それで、さっきのアスベストの除去工事の中でいろいろ出てきた問題とか、新たに出てきた問題とかというときには、この対策委員会を直ちに開いたり、いろいろお互いに情報を共有するというか、機能は果たしているのだろうかというふうに思いますが、その辺はどうなのですか。

(環境)環境課長

第二病院の火災については、基本的に対策委員会といたしまして、結構委員の数が多いということで、一々集まってもらって、そこで検討ということではなくて、第二病院と建築部門ということの今後どうするかということですので、その関係部局で検討して進めてもらっているという格好になっております。

佐々木(勝)委員

それで、いわゆるこのいろいろな形でアスベストの相談窓口をオープンにして、市内からいろいろな相談が来ていると思います。現在、どんな相談が来ているのか、これをまとめているところがありますか。あったらそこから教えてください。

(環境)環境課長

庁内対策アスベスト委員会の事務局、環境課で扱っておりますので、各担当窓口からの報告の件数は環境課でまとめております。

佐々木(勝)委員

少し内容を整理してここで言えますか。

(環境)環境課長

アスベストの問い合わせ、相談件数ということで、実際、広報おたる9月号、10月号、それからホームページの

方で各担当窓口の周知を行っている。基本的には 6 月 26 日から 12 月 7 日ということで、各担当からうちの方に報告のある件数で報告いたします。全体としては 87 件ありました。その中で、うちの方で分類しているやり方としては、民間建築、建材関係が 44 件、健康相談、これが 23 件、市有施設建築物の問い合わせが 13 件、この三つに入らないその他ということで 7 件ということで、合計 87 件という問い合わせ件数になっております。

佐々木(勝)委員

それはそれぞれの原課から上がってきたものをまとめているということで、その中身についてはまた別な機会に。機能しているということと対策も含めて、これからまだまだ気を許さない状況もあるかもしれません、そういう面では。この問題は終わります。

小中学校の耐震化診断事業について

次は、最後の補正予算の関係でちょっと。今回、教育の関係で補正予算、小中学校の管理費の中に校舎等の耐震診断事業、これ 16 年度から私もテーマにして状況を報告いただいておりますけれども、これまでこの耐震化診断事業、言葉としては優先度事業と、こう言っていますけれども、年度ごとにいろいろ対象がどれで、どの予算を組んで、これ 17 年度までというふうに私は聞いているのですけれども、現在その辺の中身、16 年度、17 年度の中身について。

(教育)総務管理課長

耐震化優先度調査の経過・概要でありますけれども、まず昭和 56 年以前に建築された小学校 19 校、中学校 10 校を対象としまして、16 年度小学校 9 校、中学校 4 校、計 13 校、17 年度は小学校 10 校、中学校 6 校、計 16 校について学校施設耐震化推進指針ののっとりまして、図面調査、現地目視調査及びコンクリートの強度調査を行い、指針に定められている評価方法により優先度、ランクづけをするということを、現在、行っているところであります。それで、今お聞きの経費に係る部分ですけれども、16 年度につきましては、小・中学校合わせまして 554 万 4,000 円ということになっておりまして、また、17 年度分につきましては、この経費につきましては、コンクリートの強度圧縮の委託金でございまして。

(「コアね」と呼ぶ者あり)

コアですね。それで、今言いました 16 年度が 554 万 4,000 円、17 年度が先日入札を終えまして、トータルして 525 万円、16 年度、17 年度合わせますと約 1,079 万 4,000 円という状況になっております。

佐々木(勝)委員

今、これ全部で対象が 30 校になりますけれども、ということでよろしいですか。

(教育)総務管理課長

当初、30 校で報告していたのですが、堺小学校が廃止になるということになりましたので、今回対象から外しました。

佐々木(勝)委員

これを割り返すと、1 校当たりのそのコアを取る分で、優先度調査に係る費用というのは、1 校当たりどういふふうにかかるとか。

(教育)総務管理課長

それで、1 校当たりということになりますけれども、まず対象となるのは校舎としては今言いました 29 校となりますけれども、各学校、1 棟そのままその年度に建てられておりません。増築とかいろいろありますので、それを増築した年度ごとに行いますので、そういうこととなりますと、98 棟対象となります。またコアをそれぞれやりますけれども、総体的にはおおよそ今年で申しますと 186 か所予定しておりまして、1 か所当たりの単価は約 2 万 8,000 円ということになっております。

佐々木(勝)委員

それよりましなのは、そのぐらいの単価で診断が、診断となっているからいいのだろうと思うけれども、ずいぶん甘いぞという声があって、あくまでも優先度調査、その区別と関連がないものだから、小樽で診断、もっともっとしっかりと診断しないとならないのではないかと、そういうことを言われるものですから、今のその優先度という関係。

今後、コアでいわゆるある程度分析したよね。今後は業者に、これから先はどういう展開になるのか。

(教育)総務管理課長

これから先は、16年度、17年度実施しました学校につきましては、先ほど申しました指針にのっとり優先度ランクをつけていきます。そして評価をします。それを踏まえまして、今後は18年度、19年度、20年度ぐらい、3年間ほどかけまして、その中からどの学校から始めるか、また始めるに当たりまして、整備の手法、そして経費もかかりますので、どのような事業手法で行うのかということも整理しなければなりませんし、また、並行して今適正配置計画ももう一度策定するというのも考えておりますので、それらと整合性を図りながら今後は本格的な計画書をつくっていくという状況になっております。

佐々木(勝)委員

それで、この後の作業はコアという部分で、分析等は結果が今出ているのですか、出つつあるわけですか。そこはどのようなのですか。

(教育)総務管理課長

今回やっているのは、あくまでもコンクリートの圧縮の強度調査ということでありまして、本格的な耐震診断とはちょっと異なるということで、また、耐震診断を行う場合におきましては、大体1校当たり四、五百万円かかると言われておりますので、そういう部分につきましては慎重にやっつけていかなければ、無駄なお金を使うことになりますので、ですから、整備計画の中で慎重に行っていくということになります。

佐々木(勝)委員

学校の暖房について

最後に、管理費の中に燃料と光熱費の関係で、学校関係の暖房について言いますけれども、どこでもそうなのですけれども、学校によっては冬に入って各学校に差がありますね。特に寒が入って、学校の子供たちが教室なんか非常に寒いという声が聞こえてきているのです。だから、学校によって差があるのだというふうに思いますけれども、風の状況もありますし、大人であればウォームビズですということもあるけれども、ここにかかわる光熱費というのは、単価が上がった分だというふうに思いますけれども、学校関係では冬に入って結構寒い環境に子供が置かれているという声があるものですから、その辺の対策も含めてどうなのかということを知りたいのですけれども。

(教育)総務管理課長

今回、補正予算を上げさせていただいた経費につきましては、16年度実績の数量に単価を想定して計上したものでありまして、経費削減のために燃料費を削減しているということもありません。ですけれども、学校施設につきましては、一般的に四つの方法で暖房しています。温水暖房、蒸気暖房、電気暖房、それとストーブの暖房で、FF式あるいはポット型のストーブというようなことで4種類あります。中でも温水暖房、蒸気暖房につきましては、設置したときの状況あるいは構造上等あります。それで、ここの庁舎も同じかと思えますけれども、暖房があるといいですか、機械室があるところから近いところにつきましては暖かい、そして管末に行きますと寒い。あるいは1階は暖かい。最上階に行くと寒いというようなことも含まれます。そういうような状況はあります。また、老朽化ですき間風が入ってくるということもあろうかと思いますが、私どもとしましては、今回各学校にお願いしたのは、一般的に学校管理マニュアルの中では、冬期間は18度から20度Cということが言われておりますので、できるだ



けそれに近づけるような協力をお願いしたところであります。

佐々木(勝)委員

雪の問題等については、また別にやりますけれども、学校現場のところでは、子供が中心になっています。そういうことと、シックスクールの問題で環境をよくすると、夏の部分についてはどンドンやれと、こういうこともあるということもあります。環境整備については前も話したことを、その続きの部分についてはまた別の機会にやります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。